

令和5年 第1回相楽東部広域連合議会定例会

日時 令和5年3月6日(月)

9:30~15:06

～速記録～

◎ 議長(岡田 勇)

皆さん、おはようございます。議員の皆様には、何かとご多忙のところご出席いただき厚く御礼を申し上げます。本定例会に付議されました案件については、よろしくご審議くださいますとともに、円滑な議会運営にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

会議に先立ちまして、昨年12月22日の笠置町議会定例会において、議会構成の変更が行われ、新しく由本好史議員が相楽東部広域連合議会議員となりましたので、ご紹介いたします。

◎ 8番(由本 好史)

笠置町の由本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 議長(岡田 勇)

ただいまから、令和5年第1回相楽東部広域連合議会定例会を開会します。なお、マスクの着用については演壇で発言をいただく場合には自由、自席で発言の場合は着用をお願いいたします。堀広域連合長、挨拶。

◎ 広域連合長(堀 忠雄)

皆さん、おはようございます。本日は、令和5年第1回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては何かとご多忙の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。また、平素は連合行政に対しまして、いろいろとご支援、ご協力をいただいておりますことを、この場を借りまして重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症についてであります。この間、新規陽性者数が減少傾向にあり、5月には新型コロナウイルス感染症の位置づけを季節性インフルエンザと同等の5類に見直す方針が既に決定されているところではあります。現時点では引き続き基本的な感染対策を徹底しながら、状況を注意深く見守っていく必要があると考えておりますので、議員の皆様方におかれましても、一層のご理解とご協力をお願いいたします。さて、本定例会におきましては、国の個人情報保護法の制定に関連した条例など4つの条例のほか、令和4年度第3号の補正予算、令和5年度の当初予算などについてご審議をお願い申し上げます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、誠にご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

ます。

◎ 議長（岡田 勇）

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。なお、中嶋参与から欠席の届が出ております。日程第1、議席の指定を行います。議席は会議規則第3条の規定によって、ただいまの着席のとおり指定いたします。日程第2、副議長の選挙を行います。現在、副議長が欠員となっております。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって指名推選したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。副議長に西昭夫議員を指名します。お諮りいたします。ただいま議長が指名しました、西昭夫議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました西昭夫議員が副議長に当選されました。会議規則第32条の第2項の規定により、当選人と告知します。副議長、就任の挨拶をお願いします。

◎ 副議長（西 昭夫）

お許しをいただきまして、一言ご挨拶申し上げます。ただいま議員各位のご推挙により、副議長の重職に就任させていただきまして、身の引き締まる思いをいたしております。もとより微力ではございますが、議長と共に相楽東部の地域のさらなる発展を目指し、円滑な議会運営を実現するように誠心誠意努力いたします覚悟でございます。今後とも、皆様

のご支援を賜りますようお願い申し上げて、副議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 議長（岡田 勇）

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本定例会会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、5番、坂本英人議員、6番、鈴木かほる議員を指名します。なお、以上の両議員に差支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。日程第4、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る2月28日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることに決定されましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定いたしました。日程第5、閉会中の委員会調査報告を求めます。初めに、総務厚生常任委員長、梅本議員。

◎ 総務厚生常任委員長（梅本 章一）

おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会からの報告を行います。本委員会では、2月22日、午前9時30分から、和東町体験交流センター会議室において開催いたしました。まず、令和5年度1回相楽東部広域連合議会定例会の概要として、令和4年度一般会計補正予算（第3号）案、令和5年度一般会計当初予算案の説明を受けました。主な質疑では、一般会計当初予算における環境総務費の報償費につきまして、また総務管理費の委託料で、個人情報安全管理処置対策対応支援業務委託に関する質疑が出されました。次に、情報公開条例の一部改正の件、個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件、情報公開個人情報保護審査会設置条例の一部改正の件、会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例の一部改正の件及び教育委員会委員の任命の件について、それぞれ説明を受けました。最後に、参考人である建設工学研究所から相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事後の状況等に係る報告を受け、質疑を行いました。以上で2月22日に開催いたしました総務厚生常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（岡田 勇）

続いて、文教常任委員長、畑 武志議員。

◎ 文教常任委員長（畑 武志）

改めまして、おはようございます。文教常任委員会からの報告を行います。本委員会は

2月22日、午後1時30分から和東町体験交流センター会議室で開催しました。最初に、所管外ではありますが、参考人である建設工学研究所から、相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事後の状況に係る報告を受けました。次に、令和5年第1回相楽東部広域連合議会定例会の概要として、令和4年度一般会計補正予算（第3号）案、令和5年度一般会計当初予算案の説明を受けました。続いて、主な質疑では、一般会計当初予算において、文化財修繕の取組や、二十歳の集いの対象者について、またGIGAスクール関連で、タブレットの消耗品についての質問がそれぞれ出されました。最後に、情報公開条例の一部改正の件、個人情報保護に関する法律施行条例制定の件、情報公開個人情報保護審査会設置の一部改正の件、会計年度再任用職員の給与及び費用弁償に係る条例の一部改正の件及び教育委員会の委員の任命の件について、それぞれ説明を受けました。以上で文教常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（岡田 勇）

以上で委員会報告を終わります。日程第6、一般質問を行います。質問時間は答弁を含め30分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可しません。7番、畑 武志議員の発言を許します。

◎ 7番（畑 武志）

それでは、通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。今回のテーマは不特定です。最初に、連合教育委員会の課題及び今後の教育行政の推進に向けた具体的な取組等についてでございます。昨年4月に教育長が就任され、早1年が経過しようとしている。この相楽東部広域連合教育委員会は、平成21年4月からスタートしたものであるが、現在でも全国的に例のない広域連合の委員会設置となって、この特殊性がゆえに、前教育長も大変なご苦勞をされたことと思うが、よく地域性を生かした連合ならではの教育といったことをよくおっしゃっておられました。毎年、連合教育の重点を作成するなど、目標を持って教育行政の推進に長きにわたり取り組んでこられたわけですが、岡田教育長が就任されて、また違った視点からもこの相楽東部における教育の実態に向かい合い、さらなる推進を目指していただけるよう期待する一人でございます。そこで、1年足らずという短い期間ではあるが、教育現場におけるトップとしての職務を遂行された中で、今後発展推進を図るべき相楽東部ならではの利点、あるいは改善すべき必要がある問題点など、質問の時間の制限もあるので今回は学校教育に係る部分について、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。2点目でございます。令和5年度当初予算において、教育長の視点を踏まえた予算・事業が具体化されているかということでございます。昨年7月の議会定例会の岡田教育長にとっての初議会となったわけですが、その際、教育長の挨拶や一般質問の答弁としても、所信についてお聞かせいただきました。就任後のその思い、信念に基づき、様々な取組を行ってこられたと思いますが、予算的な部分で教育長

就任時に既に令和4年度の当初予算は編成されており、またその後の補正予算でも大きな追加費用の計上がなかったため、本年において、岡田教育長のカラーを出すことができなかったわけでございます。お金をかけずに工夫されてきたことでもあります、やはりそれには限界もございます。その後、今回提案をいただきます令和5年度予算は、岡田教育長になられて初めての教育予算編成であり、教育長の施政方針に沿った予算編成となっていることを期待しているわけでございます。負担金を出していただく構成町村の財政事情も大変厳しいところではございますが、予算要求でもご苦労されたことと思います。その中で、特に教育長が所信の中でも教育の柱と位置づけられた内容が、具体的な事業の取組として予算提案されているのか、またされているのであればその内容、効果についてお聞かせいただきたいと思っております。次に、和東小学校の通学路の見直しについてでございます。平成4年の開校時から約30年経過し、当時と比較すると児童も大幅に減少している地区もある中で、適正な通学経路の設定が必要ではないか。少数の児童による通学などに対して、安全対策として通学路の見直し等を検討されている予定はあるのか、この点についてお聞きいたします。次に、相楽東部のクリーンセンターの今後の方向性でございます。相楽東部クリーンセンターのテールアルメ擁壁安全対策事業については、令和3年度から繰り越された安全対策工事が昨年9月に完了いたしました。その後も盛土部分の沈下や、町道・復旧箇所でのクラック発生などの変状が続いております。今回、工事により一定の安全性は確保されたと思っておりますが、新聞報道などにより、周辺住民の中にはより不安に思っている方もおられるかと、このように思います。先日の常任委員会の際にコンサルタントから説明を受けましたが、一連の変状は収束していないのであれば、その中で提案があったように、少なくとも危険を周知するための監視体制、そして状況に応じた対策工事が今後も必要であると思っておりますが、この点について連合長はどのようにお考えになるか、お聞かせいただきたいと思っております。最後に、平成30年度末の東部クリーンセンター休止後のごみ処理は、期限つきで民間委託を行っているところではありますが、今後、東部クリーンセンター自体の存続についても総合的に判断し、それに応じた安全対策を講じる必要があると思うわけでございます。東部クリーンセンターは、平成30年度末までの20年間、相楽東部3町村のごみ処理を行ってきたわけでありましたが、その後は期限つきであるものの、民間委託により処理を行っている。現時点では、ごみの処理方法は決定しているものではありませんが、東部クリーンセンターの再稼働の可能性、施設そのものの存続や費用対効果を含めた客観的に総合的に判断する時期が来ているのではないかと、このように思うわけでございます。この施設が共同事業として設置されたことや、建物の耐用年数が残っていることもお聞きしており、廃止、撤去となれば非常に困難な面はあると思っておりますが、裁判の和解で得た安全対策基金を効率よく使って、より安全性の対策を講じることのために、こうしたことは一つの選択肢とも加える必要があると思っております。連合長はこのことについてどのように検討する予定があるのか、お聞きいたします。再質問は自席にて行いません。よろしく願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。畑議員の一般質問、学校教育を推進する上でも利点と児童生徒の課題について、まずお答えします。まず、学校教育を推進する上での利点ですが、2町1村が連合教育委員会という一つの組織で運営していることで、それぞれの違いを大切にしながらも、3小・2中学校が常に協同して連合の教育を進めていくことができることです。具体的に言えば、小小・小中・中中での連携がスムーズに行えること、特に、一つ一つの事業に中身の濃い取組をすることができます。管内5校が同じような環境、小規模であること、自然豊かな田舎であることから、少人数による教育の良さを追求でき、本気でふるさと教育を進められます。一般的に利点と弱点は表裏一体です。連合における小規模であることや田舎であることは、一面弱点ともいえますが、私は、弱みは強みであると考えます。田舎であることや小規模であることを利点であると捉え、その利点を最大限に生かした教育を進めようと考えています。次に、課題・問題点ですが、どの学校においてもおおむね課題は同じであろうと思います。連合管内でも学力、不登校などは常に取り組んできた課題であります。しかしながら改善できていないのも事実であり、これまでの考え方から、先ほど申し上げた考えを基に、時間はかかると思いますが、仲間づくりを進める中で努力し、解決を図っていきたくて考えております。次に、2つ目の令和5年度当初予算における予算事業の具体化についてお答えします。令和4年度は、これまでの経過も踏まえ、おおむね事業を踏襲し、実施してきました。推進に当たっては、国・京都府の施策をにらみながら、私なりに考えたことを入れ、その都度、若干の変更を加え学校等に指示してきました。令和5年度については、考え方を変更したり、部分的に進め方を変えたりということは随所にあります。予算を伴うような大きなものについては次の2つです。1つは、部活動の地域移行に係る経費です。この事業については、国の方針に基づき京都府を通じて下りてきていますので、実施していこうと考えています。ただ、連合ならではの視点を取り入れた移行を考えています。つまり、笠置中学校、和東中学校の共通する部活動を休日等、合同で実施するものです。実施に当たり、指導者への手当等が必要となりますので、予算書に地域スポーツクラブ指導手当を計上させていただきました。特に、「ゆるふわクラブ」と明記していますが、管内の児童生徒を対象に年3回程度、カヌーであるとか、ボルダリング、マウンテンバイクといった、一般の小中学校ではなかなか活動ができないものを活動指定校と考えています。2つ目は、予算書にあります「授業改善アドバイザー料」です。子どもたちの日々の授業を有意義なものにするため、教師の授業力を向上させるためのものです。その他、これまでの予算を有効に活用させていただき、予算の範囲内で工夫しながら、子どもたちにより良い教育を進めるべく、さらに事業を進めていこうと考えており

ます。最後に、和東小学校区の通学路の見直しについてお答えします。まず、現状についてですが、和東小学校が平成4年に開校し31年が経過しています。開校当時は431人いた児童が現在は110人と、4分の1になっています。したがって、子どもたちの通学の状況も変わっています。また、道路事情や交通量も変わっていることから、子どもの通学途上の安心安全を守る上でも、通学路の見直しは必要であると考えます。連合教育委員会では、こうした状況を踏まえ、毎年、通学路の危険箇所の点検をPTAや警察等の関係機関と合同で実施し、危険箇所については町役場と連携し、随時直してきたところです。ただ、スクールバスによる通学においては、開校当時にスクールバスが運行できるルートを確認し、現在もそれを活用しています。当時は生徒数も多く、当時の作成ルートが適切であると判断し実施されてきたものです。現在は、先ほども申しましたが、児童生徒は激減しており、当時のルートが適切かどうかを判断しなければなりません。また、徒歩通学においても、班登校が可能であった地域の人数が少なくなり、場合によっては上級生のいない低学年のみの通学班もあるようです。よって、地域ごとの児童生徒数の確認と通学バスのルートも含め、現在に合う通学路の確保が必要であると考えます。その上で、小中学校、両校のPTA、地域の状況、町行政、関係機関と協議し、スクールバスの確保も視野に入れた、総合的に判断したルートの作成を行っていきたいと考えています。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）
堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

畑議員のご質問にお答えさせていただきます。まず、周辺地域の安全確保のための今後の対策についてであります。相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事後の状況については、専門家の見解や府技術サポートセンターからの助言等をいただきながら、先の常任委員会でご報告をさせていただいたところでございます。また、昨年12月の定例会におきましても答弁しておりますが、やはり住民の皆様のご理解をいただくことが大切であることから、安全を確保する上で、まずは可能な範囲での雨水の浸透防止策など、必要な応急処置等について取り組むとともに、観測を継続しながら、その状況や推移を見守ってまいりたいと考えております。次に、クリーンセンター自体の存続を含めた総合的な判断と、それに応じた安全対策についてであります。ご承知のとおり、地元との公害防止協定の期間が到来したことで、平成30年度にクリーンセンターの稼働を一部休止し、その後は緊急避難措置として、伊賀市へのごみの越境処理を行っているところであります。その間、施設としては擁壁安全対策工事を進めてきましたが、現在、建屋の部分を除いて、既に完成を見ているところであります。先ほどの答弁のとおり、一部において沈下やクラックが発生しており、現在、応急措置を急いでいるところであります。こうした状況のもとで、今後さらに残された安全対策工事に着手するとなれば、議員のご指摘のとおり、

施設の存続も含めて幅広い観点から再検討していかなければならないと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

7番、畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

時間がございませんので、要点だけ再質問していきたいと思っております。最初に、教育長は今後の具体的な取組とあって、一番の取組ということで、いろいろお聞かせいただきました。私はこの中で、不登校についてひとつ絞ってまいりたいと思っております。教育長は誰一人残すことなく、個性や能力を最大限に伸ばす教育、そして不登校、特別支援を要する児童生徒が増加していると、いじめ・暴力行為に登校ができなくなることがないように、そして全ての児童に学ぶ保障ができるよう万全を期すと、このように所信表明の中で言っておられるわけでございます。不登校については、今、全国で24万人、京都府で調べますと4,465人、過去10年で、一昨年、前年より655人、これも細かい数字ではありますが増えていると。和東中学校、小学校でも何人かの不登校がおられた。これは人数を推定すると、小さい学校ですので、個人情報関係もございしますが、これはいじめであるのか、それとも心の問題であるのか。もし心の問題であるならば、そうしたケアで十分対応していただきたい、このように思います。続いて、2問目でございます。先ほどの今年度の新しい事業で、事業改善アドバイザー、それから部活動地域講師を選ぶということでございます。この部活については、以前からそうした対応をされていたようにお聞きしております。今回、新たにそうしたことをされるなら、どういう目的があるのか、これをお願いいたします。3点目でございます。通学路の改定ということでございますが、開校当時から322人が減少しております。これは社会的現象、自然現象というのか、人口減少でこれはいたし方ないことかと思うわけですが、和東以外の方は地域ごとにこの報告を今しばらく聞いていただきたいところです。これは私なりに調べた数字なんですけど、柚田地域で3人の生徒、原山で6人、撰原で1人、南区で7人、中区で19人、下島区で1人、釜塚区で7人、園区で11人、白栖区で6人、東区で4人、門前区で7人、石寺区で4人と、合計110人ぐらいの数字になるわけです。開校当初にこの釜塚区におきましては、和東町の役場まで全員が登校してきて、そこからバスと、1学期間だけ行っただけで、それはいわゆる芳煎橋の通学路が安全対策をできていないということで、それができたら徒歩に切り替えるということで、2学期から徒歩の方に切り替えた。この当時、私もこれに関わっていたもので、よく覚えているわけです。原山区については、今、全体がバス通学とお聞きしております。当初は高学年は上から歩いていくと。低学年はそのままバスで行くということでございますが、これも一つ改善されたと思うわけです。問題は、先に取り組んでいただいたエリアが1人なんですけど、これについては、話を聞きますと、非常に事情が分

かると。これにつきましても、教育長が就任される以前にそのお話を持っていたと。当時の、おそらく教育次長も知っておられたわけです。この3年間、何ら対応されていないということで、いろいろ要望があったということになったんです。これについて、私は次長がもう少し早く対応していたらこんな問題にはならなかったと、このように思うところがあるんですけど、これについて対応していただいたということで、保護者の方も大変喜んでおられました。これについては、ありがとうございました。今後ますます児童が減ってくると思います。先ほど言いました、柚田3人、これは1人がもう中学校へ行くと。残りは2人になるというようにお聞きしております。昨今の交通状態、それから治安の悪さ等々を考えると、保護者が学校まで送っていきたいというような声も聞いております。ところが、午前中の集団登校はいいんです。朝の登校はいいんです。帰りの下校が、高学年、低学年がばらばらの状態で、帰りが特に心配されているということです。朝は地域の方々のボランティア等々が行っておられるから、これについてはありがたいと、このように思うんです。これら3点について、もう時間がございませんので、一気に回答、簡単明瞭にお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。まず最初に、不登校の件ですが、確かに和東小学校、和東中学校、不登校でございます。ですが、いじめではございません。どちらかという心の問題であります。ですので、先ほども述べましたが、仲間づくりをする中で、学校で鋭意取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、大きな問題であるということは重々承知しておりますので、善処していきたいと思っております。2つ目の部活の目的ですけども、これは笠置中学校、和東中学校、特に和東中学校ですが、部活指導員という方を入れていただいておりますが、笠置には入っておりません。この方は土日、空いているときに部活に来ていただくのであって、地域移行ではございません。今後は、部活そのものが土日については外のクラブでやっていくというような方向に、全国的になろうかと思っております。そういった先がけた中で、ならでは、ということで児童生徒も含めた、ゆるふわクラブというのもつくりながら考えていこうというふうに思っています。それから、最後の3つ目ですが、通学路についてはご指摘いただいたとおりでございます。ですので、その点を総合的に判断して、皆さんが納得いただけるようなかたちで通学路を考えていきたいと。多少時間はかかりますが、取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

7番、畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

不登校に関することについては、これは学校教育に関係するので、私は何も言いません。通学路については、これはやはり早急に見直しというのか、これも令和5年度の新学期がスタートするわけですから、これはまた6年、7年、せめて毎年毎年そうした見直しも必要になってくるかと思うんです。それでひとつ、よろしく願いいたします。次に、東部クリーンセンターでございます。今、連合長は1番目の問題のことについて、いろいろ答弁いただきました。私もこの問題については、雨水の関係上、緊急に安全対策だけは講じられたいと、このように思うんです。次に、もう1つは、今後のクリーンセンターをどうするのかということでございますが、人口が笠置1, 153人、和束3, 590人、南山城2, 500人、合わせて7, 243人なんです。これはれんけいの数字なんです。当初、私は再稼働重きで、今まで一般質問してまいりました。しかし、この人口動態、それから炉の修繕費、それから周辺の同意等々かかる中で、これは非常に難しい問題があるのかなと、このように思います。そこへ要する時間が必要なら、ちょっと方向性を考えてもいいのかなと、このように思うんです。今、野球でいうと9回裏ツーアウト満塁、ツースリーという、非常に大ピンチの中です。このピンチの後にはおそらくチャンスがあると、ピンチの後にチャンスがあって、よく逆転されると、このように思うんです。これは裏返すと、このピンチをひとつチャンスの方にとらまえていただいて、何らかの方策を打っていただきたいと、このように思うんですが、連合長、時間がもう1分そこそこです。ひとつ思いというのか、決意をお聞かせいただきたいと、このように思います。

◎ 議長（岡田 勇）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

本来であれば20年という、これは住民との協定ですが、施設そのものについては20年ではなく、まだ補助金を受けてやっておりますので、補助金適化法の適用がありますので、廃止はできず、休止を進める。再稼働前提で進めざるを得ない、そういうことから、工事も半分に割ってやらなきゃならん。だから、そういうことになると、非常に難しい。今回、皆さん方に非常にご心配かけました状況を考えますと、今後やはりそうした多くのリスクがあると思いますので、幅広い、先ほど答弁させていただきました。廃止ということも視野に入れて、そして検討せざるを得ない、そういう意味では今、非常に厳しいですけども、厳しいがゆえに視野を広げる機会で、大事なときだと受け止めております。まず、私たちは住民の皆さんに非常にご協力をいただいてきました。私も地元の町長として、住民の皆さんに安心していただける内容をお届けしていかなきゃならない。それに非常に今大事なところだと思っております。今、議員ご指摘の言葉が、私はそんなのを言う

とちょっと問題があろうかと思えます。非常に厳しい状況が起こりました。厳しい状況がゆえに、幅広い観点から今後検討していくと、こういう機会だという受け止め方をさせていただいて進めてまいりたいと、このように思いますので、今後ともご理解とご協力をよろしく願ひして、答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

◎ 議長（岡田 勇）

7番、畑武志議員の質問は終了いたしました。続きまして、5番、坂本英人議員の発言を許します。坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

それでは、一般質問の通告書に従いまして、質問をさせていただきます。授業改善アドバイザーについてお聞きいたします。学校長の立場から教育長の役割にはなじんでこられたのかと思えますが、今年度当初予算案において提案されている授業改善アドバイザー制度導入のねらいは。各学校の教員の現状は。なぜ制度を設けようと考えたのか。教育長が思い描く教育の理想像は。制度導入後の成果、評価、見直しはどのように実施するのか。続いて、正副連合長にお伺いいたします。正副連合長は、この制度をどのようなお考えなのか。教育委員会だけで取り組むことがベストなのか。以後の質問は自席で行わせていただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。坂本議員の一般質問にお答えします。令和5年度当初予算における授業改善アドバイザーについて、お答えします。内容については、各学校の授業の進め方をアクティブラーニング型の授業で行うために、先生方にそのスキルアップを図ってもらうためのものです。アクティブラーニング型の授業を行うことは、新学習指導要領にも述べられており、今後ますますこの形での授業が行われ、この授業の良し悪しによって問われることが多いかと思えます。学校における授業のあり方は、ここ数年で大きく変わっており、私たちが学校で学んだ授業スタイルとは全く違ってきました。そのコンセプトは、先生に教えてもらうという授業から、児童生徒が自ら学ぶという授業に大きく変わっています。よって、先生の仕事も授業、知識を教えるというよりも、学びを支援する、生徒と一緒に考える、学びの伴奏者、生徒が学びやすいように導いていくファシリテーターとしての役割に変わってきています。このことを先生方に十分理解していただき、なおかつ先生方の能力、授業スキルをアップしてもらわなければなりません。講演会や講習会を1回受けるだけではそう簡単にスキルアップはしません。また、個人努力で学んでおられる方もおら

れますが、日々の業務と並行しての研修、研究は大変であります。よって、連合管内では同一の研修を行い、授業改善とスキルアップを目指すことで、管内全教職員が共に学び合い、教職員の同僚性を向上させ、連合の子どものこと、連合の教育のことを通して連合への思いを強めていただけたらと考えています。この取組は、専門的なアドバイザーの下に進めていきますので、短時間でスキルを身につけることができる、最先端の授業法が学べ、講師による指導は1回きりではなく、常時オンラインでつながっており、必要に応じて常に活用することができるからです。一人でも、学校全体でも、校内全体でも、管内全体でも研修することができるよう、年間での委託契約をします。効果としては、授業改善することで、徐々に学力、認知能力、知識量が向上するものと思いますが、急激に変化は考えていません。むしろ、アクティブは主体的・対話的で協働的な学びをするための授業法ですから、主体的な姿勢が身につけば勉強しようという意欲が湧き、学習に向かい、知識量も増えていくはずで、同時に、知識はインプットしたものをアウトプットすることによって本物、自分のものになります。アウトプットをするには、協働的に学んでいく必要があります。仲間と学ぶという姿勢は、社会に出て仕事をするときのスキルにもつながります。いわゆる非認知能力が同時に育まれるということです。こういった相乗効果により、児童生徒にこれからの社会を生き抜いていくために必要となる力が育成できるものと考えており、導入したいと思っております。次に、改善アドバイザーの成果、評価、見直し、それと教員の現状、私の考える理想の教育の3点でお答えします。まず、一つ目の授業改善アドバイザーの成果ですが、目に見える形での評価としては、学力テストの成績アップにつながるというふうに思っています。ただし、これは認知能力の即効的な効果を期待するものではありません。先ほども述べましたが、むしろ非認知の力、将来的に役立つ力の育成と併せて取り組みますので、制度が浸透し、教師の授業力の向上に合わせて、少しずつ効果が表れるものと考えています。よって、評価は随時行うことを基本とし、年度末には各校、教育委員会それぞれで評価、見直しを行います。次に、2つ目の教員の現状についてですが、管内の教職員は比較的若い層が多く、経験年数の少ない先生方が多いです。よって、これから多くのことを学んでいただかなければなりません。「教育は人なり」と言います。子どもたちにより良い指導を行うためには、先生方の資質、能力を向上させることが肝要です。先の授業改善のための研修は、その一つです。とはいえ、教育で一番大切なのは教職員の人間性です。教育は人なり、人は心なり、心は愛なりと言います。教職員が子どもたちへの深い愛情をもって接してもらえよう、また、相楽東部への深い愛情をもって職務に専念してもらえよう指導に当たりたいと思っております。最後に、私の考える理想の教育ですが、子どもたち一人ひとりが自分を大切に、他人も大切にできるよう、育てていきたいと考えています。自分を大切にすることは、他人と比較するのではなく、ありのままの自分を受け入れ、自分を向上させようという前向きに生きられる子どもを育てたいと思っております。他人を大切にすることは、自分が生きる社会は、自分だけでは生きることではできないから、周りの人も大切に、誰もが幸せに生きられるよう自分のできるこ

とをする子どもを育てたいと思っています。全ての人の幸せは、人権が尊重される社会であり、平和が守られる社会です。そのような社会をつくるために努力できる子どもを育てていきたいと思っています。社会は先行き不透明、変化も激しいですから、そのような社会にあっても積極的に自分らしく生きる子どもを育てたいと思っています。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

坂本議員のご質問にお答えさせていただきます。授業改善アドバイザーの事業については、教育長から答弁しておりますとおり、教員が個別の学び、協働的な学びの実践を通じて、誰でも身につけることができる授業者または担任としてのスキルの向上を目指す、新しい取組でございます。これら、連合の学校教育の重点に掲げられた、相楽東部ならではの教育、確かな学力の育成、豊かな人間性の育成をさらに推進する上においても、教員のスキルが向上することにより、児童や生徒たちの学びにつながり、また、働き方改革にも寄与する、有益なものと考えております。教育委員会だけで取り組むのか、との質問については、学校教育の範疇であることから、まずは岡田教育長のもと、教育委員会で責任を持って取り組むべきものと考えております。しかしながら、これまで年に2回、正副連合長と教育長、教育委員による総合教育会議を開催しており、毎年度の教育の重点のほか、魅力ある相楽東部ならではの教育などを議論してきております。このため、授業改善アドバイザーの導入後の状況などについても、その会議を活用するなど共有しながら、より良い学校教育につながるよう議論していくとともに、その効果や魅力を発信できるよう、広報についても工夫しながら、教育委員会の取組についてフォローアップしてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

中副連合長。

◎ 副連合長（中 淳志）

ただいまの坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。まず、小中学校での義務教育に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものがございまして、教育委員会が行政委員会として地方公共団体の長から独立して、自ら決定権を持ち、生涯教育や学校教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開されております。これらの施策のうち、学校教育に関しましては、教育基本法がございまして、子どもたちについては自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行わなければならないと定められ、また学校の教職員は、養成と研修の充実が図られなければならないというふうに定められて

いるところでございます。今回の授業改善アドバイザーに関しましては、こうした教育基本法の理念に基づいておると私も考えておるところでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律という、また別の法律がございまして、そこには校長、教員、その他の教育関係者の研修に関することということで、教育委員会の職務権限が列挙されているところです。ただし、行政が教育行政に関与しなければならない場合として、予算編成を伴う教育の施策については、予算編成権を持つ首長の同意が必要だとされていること、それから教育に関わる条例は、議会の条例提案権を持つ首長との調整を経て議会に提案される点などがございます。具体的には、教育行政と首長による総合的な政策の調整が必要となるということが挙げられると考えています。従いまして、現行法の仕組みの中で首長が関与しなければ、教育行政を円滑に進めることが困難になる事例が生じます。そうしたことで、教育長と首長が連携して教育行政を立案、実施しているというのが実態でございます。そのため、先ほど教育長、それから連合長の答弁にもございましたとおり、今回の授業改善アドバイザーの導入に関しましては、正副連合長会議の中で十分な説明を受けた後、議論してまいったところでございます。行政としても、その意義を十分に理解した上で、フォローをしてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼副連合長。

◎ 副連合長（平沼 和彦）

坂本議員の授業アドバイザーについての私の考えを述べさせていただきます。先ほど来、教育長、また連合長ほか、お考えを述べたとおりと、私もそのとおりだと思っておりますが、私の考える教育事業については、日本の教育はずっとこれまで暗記式でした。試験問題は全部暗記すれば通るといようなことです。一方、欧米はそういう形ではなく、読解力を鍛えたりとか、想像力を鍛えたりとかいようなことで、全く違う方向で教育をされておるわけなんですけども、もちろん暗記力というのは底辺にはありますけど、それが最近そういう教育、詰め込み教育、暗記型で世界に通用するのかというようことも話題になっております。そこで、そういった想像力を鍛える、読解力を鍛えるというよう手法を取り入れていったらどうかというようことから、こういった方法も編み出されてきているのかなというふうに考えております。それで、1人の先生が専門教科を教えるとしても、その知識だけで、この今の多様性の時代に、それだけで対応できるかということが一つあります。それから、もう一つは、先生は自分の教育方針について自信を持ってされるわけなんですけども、それが年々同じスタイルでやってこられて、やっているうちに、それが客観的に見て、その教え方でいいのかどうかというは自分では分からない。それをこういった今のアドバイザーの方式で客観性を持ってアドバイザーに見てもらおう。それで、教育のやり方はこうですよ、ああですよというようことをまたアドバイスをもらおうというこ

とで、教育力というのを高めてもらうには必要ではないかというふうに考えます。以上で
ございます。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

5番、坂本です。正副管理者は簡潔に質問に答えていただきたいなと思います。ちょっと長いですがね。僕、これの制度について大いに賛成なんです。人づくりはまちづくりということもありますし、大いにこういう予算はがんがんに使っていただきたいし、立案していただきたいと思う。僕が言いたいのは、先ほど畑議員の質問でもありましたけど、この連合というのは全国でもまれにみる特殊やと。この組織図をどうやって活用するのかという次のフェーズです。だから、僕は学校教育の中でこういう事がらを考えていただけじゃなくて、まちづくりというもののの中の教育行政、こういう仕組みづくりをもっと正副連合長もしっかり教育とはというものを自分たちで考えて、そしてちゃんとすり合わせして、この制度がどう生きていくことがこの町の有益になっていくのか。東部3町村の有益になっていく投資なのかという議論をしてほしい。法律にのっとってとかどうのこの、それは当たり前です。僕らの仕事って。そこじゃなくて、この地域で生きていく、どうやったら優秀な子どもが輩出され、この町の発展に寄与していつてくれる投資になるのか、そういう中でこの制度があると思っているんです。だから、きちんと東部連合として政策を組んで、こういう積極的な投資をする、そういう話をしてほしい。いかがでしょうか。

◎ 議長（岡田 勇）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

今、坂本議員の再質問ですが、連合を上げて取り組んでいくべきだという話であります。そういうことで答弁させていただきます。さっきも答弁したんですが、総合教育会議、正副連合長と教育長と教育委員と、みんな今論じています。その論じている内容は、今、坂本議員がまさに言われました、こういうこれからの子どもはどうだと、社会の中でこれだけ多様化していく中でどうだと、いろんな幅広く考えて、そうやって連合ならではの教育というのは何だろうと、そういうのを教育委員さんと正副連合長と、ともに会議におります。この3月14日にも、その会議を開催いたします。今、坂本議員が言われた内容を十分、真摯に受け止めながら、その場に生かしていきたいと思っておりますので、答弁になったか分かりませんが、激励というふうに受け止めさせていただいて、答弁とさせていただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

なぜこういうふうな言い方になるかといったら、お三方ともフォローアップするというんです。フォローアップということは、どの順位で誰がものを言うかということに、教育長が一番前に立ってはりますという説明の仕方は分かる。でも、住民利益の追求と言ったら、ここにいる全ての方が通っていかなあかん課題だと思っんです。その中でフォローアップといったら、ちょっとずるい。はっきり言います。ずるい。だって、この事柄に対しては首長やからやっていかなあかんねんとか、予算についてはそうやねんみたいな。でも、学校教育の根っこは教育長にお任せせんと、僕らは立場が違いますし、みたいな話になったら、僕ちょっと違うと思っんです。町で幸福に生きるとか、安心安全に生きるみたいな話をしてるけども、教育は縦割りでやってまっせ、みたいな話は、僕は、これは住民さんには通じひんと思っんです。だから、人をつくるということに対して3連合長が、どうやって思っているのか。それに対して、教育長とのすり合わせはどう行っているのか。この会議ありますよということはお知らせいただいた。じゃあ、この会議はどういう意義で使っていくんやと、予算をどういう意義に使っていくんやと、ここの議論が足りていないように思っんです。だから、今回、この質問を入れたんです。連合長、副連合長はどう思ってはりますかと、うちの学校教育だけで、それは成り立っているんですかと。でも、そもそも連合という組織はどうなんですかと。それを踏まえた上で、首長として考えること、連合長として考えること、副連合長として考えること、そこにもっと問うていきたいわけです。教育長は教育関係上がりで来てくださって、じゃあなぜそれを感じてこなかったのか。それに対して町、村がどうバックアップしていくと、うちの子どもって人口に優位に立てる、この町に生まれてよかったなと思える子どもづくり、子育て、そういう大人がこの町を守っていく。そういう夢を語れないと、お金をどこに投資してんねんやと。教師のスキルが上がったとしても、3年で出ていくかもしれん。うちは外にそういう人材を輩出できていると、それはすごい名誉なこと。でも、根っこにどういう思いがあるかということをきちんと育てていただきたい。それは大人の仕事やと思っんです。我々の仕事やと思っんです。その辺をしっかり思いを持ってもらう。それを政策としてきっちり提案してもらう。例えば、うちの東部3連合は、偏差値これから5上げますよと。5上げるために何をするか、町として何ができるか、教育として何ができるか、そういう議論の中に先生のスキルアップがありますよ。僕、これなら有意に分かるんです。もうちょっと現実味を帯びた、先生だけが良くなったらどうなるんやみたいな話じゃなくて、この町がどうなるための一つのハブですと、そういう政策提案の中に予算を講じてほしい。そうあるべきやと、それが僕らのこの過疎地域に足りなさすぎるから、予算の組み方やったりとか、も

の考え方、組織のつくり方というのが、僕は乏しいと思っている。弱い。だから辞めちゃう、人が。そういう、みんなが幸せになる構図というのをつくっていかないと、過疎地域というのはますます疲弊する。ここはひとつ正念場やと思うんです。新しいことを今やるのは分かるんですけど、ここでどうするかが教育長の次の腕の見せどころやと。どういうふうにフォローアップするのか、全身全霊で答えていただきたいと、そういうふうに思っております。以上で一般質問を終わらせていただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

フォローアップのところだけ、どういう立場か説明させていただきます。簡単にいいますと、やはり教育基本、いろんな法律が生きていますので、ちょっとその辺で遠慮したらいいのか、この公式の場でフォローアップを使いましたから、しかし、これからの教育、総合教育会議においては、今、坂本議員がいろいろとご質問の中で言われました。そういった内容というのは、私は先ほども言いました、真摯に受け止めながら、どこまでできるか分かりませんが、一生懸命、総合会議に反映させていく、そういう努力はしていくべきやというふうに思っていますので、いい質問をいただいたということで思っておりますので、今後ともそういった点でご指導、ご協力よろしくお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

これで坂本英人議員の質問を終わります。ただいまから10時50分まで休憩をいたします。

（休憩 10：40～10：51）

◎ 議長（岡田 勇）

休憩を解き、一般質問を続けます。続いて、10番、久保 憲司議員の発言を許します。久保議員。

◎ 10番（久保 憲司）

10番、久保です。議長のお許しをいただきまして、通告書に基づいて質問させていただきます。まず、連合長にお伺いします。クリーンセンターの擁壁の安全対策工事についてでございます。種々反対意見ある中で、専門家による判断に委ねるという理事者の強い意向と、法面の安定については責任を持つという設計者の権威と自信のある言葉を信じて、議会は最大限の協力を行ってきました。しかしながら、工事途中で、設計変更しなければ

工事を続行できないという施工業者の報告に伴って、議会はおろか理事者の承認決済もないままに設計変更が行われて、挙げ句の果てには工事予算が超過しているにもかかわらず、議会承認もないままに工事を続行し、増額変更の補正予算が提案された時点では既に工事はほぼ完了していました。この明解な地方自治法違反の状態を打開すべく、議会は後追いながら、この増額変更を承認してきました。にもかかわらず、対策工事完了検査の数日後には、またしても法面崩壊が発生して、現状では降雨ごとにその変状が拡大しております。先の調査報告では、建屋を保全するには膨大な経費を要する、あるいは、建屋ごと全て撤去するしかないという結論となっていました。このことについて、理事者の判断誤りと設計・施工監理者の責任問題については何ら触れられることがなく、応急対策工事を議会審議を経ないで連合の費用で実施したい旨の説明があったところであります。本件に関して、責任の所在を明確にしなければ抜本的解決は到底望むべくもなく、住民に対して説明のしようがないと考えていますが、理事者はどう考えていますか。第2問目であります。これにつきましては、副連合長も含めてご答弁いただきたいと思いますが、先ほどの畑議員の質問にもございました、今後の方策のことについてでございます。従来から、現地での再稼働はあり得ないという判断は、もはや共通のものとなっているという認識をしております。モニタリング調査費・安全対策工事費を合わせれば、約1億4,000万、私は計算の中に安全対策工事の設計費を入れておりませんので、実質的にはもっとかかっております。事務局の方で、あと基金がどれぐらい残っているか、答弁の中で補足していただいたらありがたいというふうに思います。1億4,000万以上の経費を投入して、暫定期間としての時間稼ぎを行ってきました。この間、どのような調整が行われてきたのか。木津川市、京都府への正式協議はいつ、誰が、どのように行って、どんな結論を得てきたのか明確にしていきたい。今後の方向として次のように考えていますが、理事者はどうかということでございますが、①として応急対策工事、これはあくまでも設計・施工会社の責任でやっていただくと、連合の費用をこれ以上追加することのない方向でお願いしたいと思っておりますが、どうか。また②番目、暫定的に建屋を残置するという考え方、これは先ほどの畑議員の質問にもお答えになっておられます。しかし、慎重というか非常に難しい問題と、問題提起は自らおっしゃっていますけれども、回答は何もされません。慎重にやって、どう慎重にやっているのか。重大な問題を一つ一つ、こういうふうに取り組んできたという経過は一度も聞いたことがありません。総務委員会への報告もなければ、全員協議会への報告もありません。一度もあったことはありません。だから、重大だとおっしゃっていただく間に、相当な時間と経費を要してきたわけですから、その間、考えていかなければならないと、いつ考えるのか、もう解決すべきというか、和解金はもう底を尽きようとしている状態の中で、いつまで考えているだけなんですか。具体的にどうするか、教えていただきたい。したがって、暫定的に建屋を残置するという考え方じゃなくて、もうおそらく廃炉・撤去以外に方法はないと思うので、これを前提にどう動かなければならないのかということ。③番目、これに必要な事前作業として、木津川市への明解な

回答、正式には木津川市からイエスともノーとももらっておられないように聞いております。いつ、これも何年もありとあらゆる場で指摘をされながら、具体的にはいつ行ってきて、どういう返事だったということを一度も聞いたことはありません。ですから、これはまず木津川市に一刻も早く、正式な回答を求めています。④番目、現行の三重県へ委託をしておりますけども、これはあくまでも暫定ということが前提になっておりますので、正式に打診をして、もし、三重県の方をお願いをすれば、手続は数々あると思います。伊賀市といいますか、当然、同地域における住民の方々の、相手さんの住民の方々の中でも承認行為というのがおそらく要するだろうと思いますから、そういったことを考えれば相当な時間を要する。手をこまねいている時間はないというふうに思っております。それから⑤番目、これら総合的な結論で下準備を整えながら、京都府に実質的には廃炉・撤去にかかる諸条件の整備を協議すると。先ほども補助金適化法、あるいは建物の50年ぐらいあるんでしょうか。そういった建物の期限、こういったものもちろんあります。撤去しようと思うと、これを撤去するための費用が新たになれば撤去しようもありません。もう既に基金は大分減ってきておりますので、残った金で残った擁壁部分、あるいは土砂の部分、全部取れるのかどうか、こういった問題も非常に危うくなってきているというふうに思います。この大きな項目5つについて、それぞれ、副連合長も含めてご答弁をいただきたいと思います。あとの質問は自席で行います。

◎ 議長（岡田 勇）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

久保議員のご質問に、1つ目のご質問、2つ目のご質問に対してまとめてお答えさせていただきます。まず、1つ目のクリーンセンター擁壁安全対策工事についてでございますが、工事内容の変更についての一連の経過に係る議会への手続につきましては、様々なご指摘をいただいながらも、最終的には昨年9月の臨時議会において可決いただいたところであり、これは厚く御礼申し上げたいと、このように思っております。先ほどの畑議員に対する答弁にもありましたように、ご承知のとおり、地元との公害防止協定の期間が到来したため、平成30年度末のクリーンセンターの稼働終了に当たり、緊急避難措置として、クリーンセンターを休止として、伊賀市へのごみの越境処理を行っているところでございます。これは三重中という民間企業ですが、民間企業とは5年の契約をし、そして伊賀市の、先ほどの質問で言いますと、地元の住民ということで伊賀市の市と一年一年での了解を得ながら話をさせていただきながら説明している、こういうことでございます。今年、この5年が切れましたから、さらに5年の契約に向けて今、話をさせていただいている、こういうことであります。民間事業者への委託契約の締結後については、ご承知のとおり、令和2年7月に策定した一般廃棄物処理基本計画では、今後の可燃ごみ処

理の方向性として、1つ目に、現施設の再稼働を見据えた基幹的設備の改良、2つ目に新たな焼却施設の整備、3つ目に他の自治体との広域処理、最後に民間委託の4案が提示されているところがございます。しかしながら、依然として課題が多く残されていることから、当面の方向性といったしましては、民間委託を継続することとしておりますが、先ほど答弁にもありましたように、課題に対して一つ一つ必要な手続きを踏んでいく必要があるため、現時点においても、休止のまま、すぐさま建屋や擁壁等を解体する状況にはないとの判断は、やむを得ない判断であったものと認識いたしております。また、これまでクリーンセンター擁壁安全対策工事を実施するまでには調査なども行ってまいりましたが、これは、当時テールアルメ擁壁の危険な状況をより安全なものにするため、先ほどの述べました要件のもと、どのような工法や実施方法が適当であるか、最善であるかを定めるため、専門家の助言や指導もいただきながら調査を行っていく中で、議会の皆様とも議論をさせていただき、ご議決を得て、工事を進めてきたものでございます。クリーンセンター擁壁安全対策工事の状況につきましては、専門家の見解について、先の常任委員会でご報告したところでありますが、変状の原因といったしましては、1つ目として、そもそもクリーンセンターがそもそも軟弱な地盤の上に建設されたこと、2つ目に、建屋の粗大ごみ置き場を存置したり、杭基礎を保全したりすることなどを要件としたことにより、今回の工事はまず、第1回目の工事として、安全対策はまだその途上にあること、そして、大きな降雨による影響との報告でございますが、現在、目視による観測を続けているところであり、変状に変化は見られていないことを確認しております。このような専門家の見解や提案を踏まえ、応急処置につきましては、沈下やクラックがこれ以上拡大しないよう、管理する側の私どもの責任として、その原因を一つでも排除するため、雨水期までに速やかに対処する必要があると考えた結果、今回の工事精算後の予算を活用した執行をさせていただきたいと考えております。この一連の経過に係る責任の所在を明確にとのご質問につきましては、当然のことながら、最終的な責任は理事者が負うものと考えているところでございますが、議会制民主主義の下、今後とも議会の皆様とも相談、議論させていただきたいと考えております。2つ目のご質問であります。今後の方針についてでございますが、クリーンセンターの稼働休止後、木津川市をはじめ、京都府に対しては、正副連合長がそろってのごみの受入れに関する正式な協議は行っておりません。ただ、ごみ処理の受入れに関しましては、クリーンセンターも同様でございますが、施設周辺には住民の皆様がおられ、それぞれ住民の皆様のご理解をいただくことが前提となるものでございます。この前提のもと、一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、検討を進める必要があります。また、他の自治体との広域処理につきましても、近隣には木津川市精華町環境施設組合、枚方京田辺環境施設組合、城南衛生管理組合があり、また、笠置町、南山城村においては伊賀市などとの定住自立圏の枠組みも参画されています。そういったことも含め、先ほど答弁させていただきましたように、そういった幅広い選択肢の中から最終的に判断しなければならない状況が近づいてきていることにつきましては、十分承知しているところでございます。木

津川市につきましても、4月に新しい市長が誕生される見込みと伺っております。まずは、平成8年からの相楽における環境施設設置に関する確認書がやはり基本になると考えており、広域処理に向けた打診に行くべきとは考えているところではございますが、そのほかの地域を含めて、時期をとらえ、足並みをそろえ、打診、そして協議を行ってまいりたいと考えております。また、将来的には、施設を廃止・解体することになりますけれども、先ほどの答弁にもありましたように、責任を持って判断ができるように、まずは課題を整理するための事務的な要件を詰めた上で、正副連合長や、また各参与とも十分に協議し、しっかりと組織的に決定してまいりたい、このように思っているところでございます。京都府に対しましても、廃炉・撤去に係る諸条件の整備に係る協議が必要であることは、議員ご指摘のとおりであります。これに当たりましては、この現在のクリーンセンターの状況を踏まえた、廃炉・撤去に係る国や府からの補助金を活用できる見込みが現時点で乏しい中では、国や京都府、そして広域振興局とも十分な調整や関係づくりが必要ではないかと考えているところでございます。これに当たりましても、今後、将来に向かって、議会の皆様とも十分に議論させていただきながら、様々な課題を一つ一つクリアしてまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

中広域副連合長。

◎ 副連合長（中 淳志）

副連合長、中でございます。ただいまの久保議員のご質問にお答えいたします。5つの質問ということなので、私の考えといいますか、どのように考えているのかお答えさせていただきたいと思っております。まず、応急対策工事に関しましてでございますが、これは施工が終わりまして、その後、かなりの降水量があったということで、そのために地盤が緩んだのであろうと。それはその後、雨がそんなに降っていないということで、それで現在も定点観測をやっておりますが、ほとんど動いていないということなので、これはいわゆる災害に準ずるようなかたちになるかと思っております。従いまして、その対策は我々連合行政の責務だというふうに考えております。それから、2番目です。暫定的に建屋を残置するという考え方を改めてくださいということなんですが、これは皆さんもご承知のことで、これは適化法の関係がございますので、何らかのかたちでの移転なり再稼働なりしないと、なかなかそういうことは決めかねるという状況でございます。それから、木津川市への明確な回答ということですが、これは従来のお話合いの中でも、文書による照会を行って、文書で返事が来ると、もうどうにもできなくなるということで、いわゆる一種の打診というかたちの回答を頂いておったというふうなかたちです。今回、今後のことも考えていく上で、最終的に木津川市がどのような対応をされるのかというのは、今後ある程度の計画が煮詰まってきた段階での明確な回答を求めるというかたちになるかと思っております。それ

から4番目、現行の三重県への委託処理を正式に打診するというところでございますが、これは近隣市町村との広域処理を前提にして、検討していくべきだというふうに考えております。従いまして、三重県ありきというかたちでの越境処理を打診していくというのは、今のところ考えておりません。いろんなところで今も処理施設の設置についての計画が進んでいるようなので、そうした施設との比較というのが必要になってくるかというふうに思います。5つ目です。京都府に入る撤去に係る諸条件の整備を協議するというところでございます。これは当然、撤去に係る費用の負担ということをしていかないといけないわけですが、古くなった公共施設等々の撤去と同じように、単に撤去するだけではなかなか補助金等々が入ってこないということで、何らかのかたちで施設を整備するというときに、条件の整備の協議をしたいというふうに考えております。私の方からは以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域副連合長。

◎ 副連合長（平沼 和彦）

久保議員の2番目の質問でございますが、①～⑤までで細かくご質問されておりますが、大体先ほどの連合長がお答えした部分がほとんどのことになってくるんですけども、最終的にどういう方向にいくかというのが民間委託とか、広域処理というふうなことでお答えされておりますので、そういった最終的な方向に向けて、それまでにこの①～⑤のことというのは、それまでの工程、手順、そこは丁寧に進めていきたいというふうに思っておりますが、まず、1番目の応急対策工事的设计、施工監理業者に自己負担させろというのは、これはちょっと難しいかというふうに思います。2番目の暫定的に建屋を残置するという考え方を、改めて廃炉・撤去を前提とすると、これも先ほど来、連合長、副連合長がお答えさせてもらったとおりでございますので、いずれ広域圏に入るとか、そういった出口がはっきりした時点で、それと適化法がクリアできれば、撤去するという方向にはいくというふうに思います。それと3番目が、木津川市への明確な回答を求める、これも大事なことと思いますが、私の今まで接触していた限りではなかなか難しいかなというふうに判断しております。4番目、三重県への処理委託を正式に打診する。これも今現在、伊賀市の方にお世話になっておりますので、それは継続して続けられるか、また、発展的にもう少しきっちり確保できるようなことで、継続できるかというのも打診するようにはいたしません。5番目、京都府に廃炉・撤去に係る諸条件の整備を協議する。これも出口が大体見えてきた時点で、こういった協議に入りたいというふうに思います。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

10番、久保議員。

◎ 10番 (久保 憲司)

まず、1問目の部分については、これは理事者の責任ですと明快に言っていただきましたので、言っていただかなくても当たり前のことなんですけれども、そういう責任ではなくて、この工事が終わった2週間ほどの間に、また、元の木阿弥でつぶれたというのはどうなんですかと、この責任をきっちり果たすというか、明確にしないで、次の工事、対策工事があります。暫定というか、取りあえずの応急修理があります。応急修理はしたけど、全体がやっぱりすべっているというような状況の中から、その応急修理した部分がまた壊れました、あるいは今応急修理しようとしているところ以外の部分がずれました、壊れました、これやっぱり冒頭で私、言ってますように、私らはプロです、あなたらは素人ですという案ばかりの事前協議で、議会としてはもうそれ以上コンサルというか、設計業者に詳しい論点をぶつけられずにやってきたわけですから、それで議会は信用してきたんですけれども、大丈夫ですと言ったものが壊れたんだから、少なくとも大丈夫ですと言った設計のかたちには設計業者は責任を持ってやるという認識を持ってもらわんと困ると、そういう意味で責任はだれかということをお伺いしております。平沼副連合長の中では、これは施工業者にそれを持たせるのは難しいとか、副連合長も急な雨が降ったと、設計を超える相当量の雨が降ったと。ただ、世間ではどこも崩れていない程度の雨で、何であそこだけが壊れたんやろうなという住民の素朴な意見に、その答弁で答えられるのかどうかというふうに、大変疑問に思います。それと、どうも3連合長のご意見の中で、一番欠けているというか、持っていたきたいのは、ロードマップはどうなっているんだろうなど。課題いっぱいありますと言われるけど、その課題すら列挙したものは総務委員会でも出てきていませんし、議会にも示されていません。これとこれとやらなあきません、そのためにはこの課題はいつまでに解決しなければいけない、次の課題はいつまでに、いつ、だれがどのようにやるかというロードマップとその具体的な方策をつくったものを、少なくとも次の議会ぐらいまでには出してくださいよ。そういう議論をしていって初めて解決に行くけれど、課題がいっぱいありますと言ってるけども、連合長の頭の中にいっぱいあるんでしょうけど、整理できていないんじゃないかというふうに思います。だから、きちっと課題を出して、それに対する対応策をいつまでにどういうふうにやるかというのを出していきたいというふうに思います。もし、よろしければ、また、総務委員会なりかけていただいたらいいんじゃないかと思います。その辺、今後の進め方としても、大きな進め方はお互いにやっていますけど、具体的な細かい部分をこういうふうにやっていきますというものの思いというか決意を連合長、どうぞ最後に代表して言っていただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

◎ 議長 (岡田 勇)

広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えさせていただきます。最初に1番目でございますが、これはご質問にありましたように、私たちも後の設計業者、専門の方にお聞きして、そして、そのいろんなことから終えた今言われる、ほかが崩れていないのに何でそこが崩れるかと、この疑問もありますが、それも含めて何でこうなったかということを私は専門家に聞かないといけないと。その聞いた結果、やっぱりこれは連合の責任を負わなきゃならない、こういう考え方で、これはそういうことで業者とか設計業者には問うことはできない。もし、ここで問うんだら、訴訟にも発展すると思いますが、それだけの根拠は持ち得てない。これは最終的には、これは新しい連合の責任と、これは3人ともこういう話をさせてもらっております。それから、次の2点目が言われました応急対策工事、これ、はっきり言いまして、あそこも先ほども答弁と重なりますが、20年で廃止しています。だから、これについては当分あるべき姿といたいんですけど、法律がありますから、その過程を踏んでいかないといけません。それは先ほど申し上げた内容です。

◎ 10番（久保 憲司）

ロードマップを言っと。

◎ 連合長（堀 忠雄）

それをもし決まる範囲であればお示しもさせていただきたい、できる限りにおいては。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

久保健司議員の質問が終了いたします。これで一般質問を終わります。日程第7、議案第1号、相楽東部広域連合情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由を求めます。堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第1号の提案理由を申し上げます。相楽東部広域連合情報公開条例の一部を改正する条例につきまして、ご提案させていただきます。個人情報保護に関する法律の施行に伴い、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合されることから、条文の改正を行うものです。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

それでは、失礼いたします。議案第1号、相楽東部広域連合情報公開条例の一部を改正する条例につきまして、朗読等もちまして説明とさせていただきますと思います。議案第1号、相楽東部広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について。相楽東部広域連合情報公開条例（平成21年条例第1号）の一部を改正したいので、議会の議決を求め。令和5年3月6日提出、相楽東部広域連合、広域連合長、堀忠雄。一枚おめくり下さい。相楽東部広域連合情報公開条例の一部を改正する条例。相楽東部広域連合情報公開条例（平成21年条例第1号）の一部を次のように改正する。第6条第1項第4号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。附則、この条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。一枚おめくりください。横書きになっております。新旧対照表でございます。今回の条例改正につきましては、先ほど連合長の提案理由にもございましたとおり、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合されることから、改正するものでございます。なお、後にも出てきます個人情報の関係のこれも含めました条例等につきましては、構成町村等でも既にご可決されている村と、現在、審議されているというところで、2町の方伺っております。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

これから質疑を行います。なお、同一議員による質疑は同一議題について3回までとしておりますので、申し添えます。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第1号、相楽東部広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（岡田 勇）

挙手全員であります。したがって、議案第1号、相楽東部広域連合情報公開条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。日程第8、議案第2号、相楽東部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。議案の理由を求めます。堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第2号、相楽東部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案理由を申し上げます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の保護に関する法律が改正され、条例に委任された事項等を定めることから、本条例を提案するものでございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

それでは、議案第2号、相楽東部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。これにつきましても、南山城村様につきましては12月、和束町、笠置町、すなわち構成市町村におかれましては、3月定例会に提案審議ということで伺っております。今回の条例の制定につきましては、国におきまして、改正個人情報と呼ばさせていただきますけれども、個人情報の保護に関する法律が改正され施行されることに伴いまして、各自治体においても現行の個人情報保護条例を改め、施行条例を制定するものとなったということで、ご理解を賜りたいと思っております。それでは議案等、朗読をもちまして説明をさせていただきたいと思っております。議案第2号、相楽東部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。相楽東部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定したいので、議会の議決を求める。令和5年3月6日提出、相楽東部広域連合、広域連合長、堀忠雄。1枚おめくり下さい。施行条例の条文でございます。相楽東部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例といたしまして、1条から6条まで制定のことを書いてございます。以降、附則につきましては、施行期日ならびに現行条例の廃止。それと経過措置につきまして、この条例の施行前には現行の個人情報保護条例が適用される旨を記載しております。それではご説明させていただきます。第1条、趣旨といたしまして、この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。条例第2条といたしまして、定義でございます。この条例において使用する用語は法にお

いて使用する用語の例による。2項といたしまして、この条例において実施期間とは広域連合長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会という、としております。今回のこの施行条例におきまして、ご存じのこととは思いますが、新しい法律では、議会の方が今回こちらの実施機関の方からは別というふうなかたちになっております。手数料といたしましては、法第3条といたしまして、法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は無料とするということで、旧の第24条と同等、無料となっております。2項といたしまして、保有個人情報が記載されている地方公共団体と行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に関する費用を負担しなければならないということで、これについても同等でございます。第4条でございます。本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置といたしまして、実施期間は本人の委任による代理人により、法第76条第2項の規定による開示請求、法90条第2項の規定による訂正請求、または法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合において、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、本人の意思を確認することができることとなっております。法第6条第2項は、未成年もしくは成年被後見人の法定代理人、または代理人の委任による代理人、または代理人は本人に代わって開示請求ができるとされていること、の条文がうたわれております。また、ここに書かれております法90条第2項の規定による訂正請求またはこの次の98条第2項の規定による利用停止があった場合ということにおきましては、規則で特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより本人の意思を確認することができる、この条文のとおりでございます。第5条、審査会への諮問ということといたしまして、第5条、実施期間は次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成21年条例3号）に定められておりますが、第2条に規定する相楽東部広域連合情報公開個人情報保護法審査会に諮問することができるとなっております。そして、その1号として、この条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合、2号といたしましては、法66条第1項の規定に基づき、講ずる措置の基準を定めようとする場合、3号といたしまして、前2号、この2号は前の2号でございますが、掲げる場合のほかは実施期間における個人情報の取扱いに関する運営上の細則を定めようとする場合となっております。こちらにつきましては、審査会への諮問ということで、個人情報の適正な取扱いを確保するために、専門的な知見を聞くということが必要であるというときには審査会に基づいて諮問すると。なお、ここの法66条第1項というのは、安全管理措置についてうたわれているということでございます。第6条については委任といたしまして、この条例に定めるもののほか、この条例の実施のための必要な事項は規則で定めるとしてあります。続きまして、附則でございます。第1条といたしましては、施行日ということで、この条例は令和5年4月1日から施行するとしてあります。続きまして、第2条につきましては、現行の個人情報保護条例の廃止といたしまして、廃止のことをうたっております。続きまして、もう1

枚おめくりください。3条以降につきましては、経過措置でございます。罰則等につきましては、現行のものを引き継いでいくことになっております。なお、検察庁につきましては、既にこれでいいということでの回答をいただいておりますことを申し添えます。本件につきましては、何度も申し上げますが、国の個人情報の保護に関する法律が改正されたことに基づきまして、どこの自治体もそうなんですけども、施行条例というこの施行条例を制定することにおきまして実施するというところでございます。少し長くなりましたけども、詳細説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

これから質疑を行います。久保議員。

◎ 10番（久保 憲司）

10番、久保です。今回、これは国の法令改正ということで、やられるものです。ということは、つまり、この議会だけではなくて、各関係、地方自治体もそうですし、それから関係出先のところも一斉に同じ作業を行って、3月議会に間に合わせて来ておられるというふうに思います。ただ、1つ問題点があるとすれば、議会がここから省かれるということになります。これは4月1日以降省かれるわけですね。ということは、議会の分はどうするのかという問題が残ります。議会の部分については、今、旧相楽郡全体を見たときに、どこの部分が、今は議会ないですよ。議会の分が提案されていません。大体のところは、議会から発議というかたちで、おそらく議運の委員長名義で発議されています。しかし、じゃあ議会で作らばよかったらよろしいやんかという問題ではありません。どこの自治体も、一応事務局が全部調整して、その中で最終的には議運もそうですし、全員協議会も含めた中でこれで行こうということで、議会の発議も3月ないし2月、3月のこの当初の第1回の議会に間に合わせてきています。そういった状況があるんですが、東部連合はそれに間に合っていない。間に合っていないところがこの旧7町村の間で、どこどこが間に合っていないのかというのが、まず、第1回目の質問はそれをさせていただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

事務局長。

◎ 事務局長（小森 豊久）

久保議員のご質問にお答えいたします。久保議員ご指摘のとおり、地方公共団体の議会につきましては、国会や裁判所が法による規律の対象となっていないことから、地方公共団体の議会につきましても、独立性を確保するため、地方公共団体の機関から除外されているところでございます。そのため、議会版の個人情報保護条例につきましては、独自の

条例等を整備する必要がありますが、議会版は制定が義務づけられたものではなく、任意のものであること、また、相楽郡各町村のお話もありましたけど、相楽、木津川市、精華町環境施設組合、並びに山城病院組合、こちらの方は今年度中の制定を見送る。また、その他のところについては年度内に向けて制定を進めているというばらつきがございます。以上のことから、議長の方にご相談をいたしましたところ、やはり次の定例会の後に議会の構成替えが控えており、構成替え後の新しいメンバーで、この取扱いを決めてほしいとの指示を受け、さきの議会運営委員会の方で正式にご了承いただいたところでございます。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

10番、久保議員。

◎ 10番（久保 憲司）

10番、久保です。法的に義務づけられていないと明言されましたけれど、じゃあ一つお伺いしますが、3月31日までは現行の条例の中で、議会も含めたかたちで個人情報保護条例に対する種々の規定がされているわけですが、その部分から議会が持っている情報については除外されて、4月1日以降から、今、局長の返答にありましたように、いつのタイミングになるかわからないですけども、次の議会までタイムラグが生じた場合に、その間に、この事案に該当する事件が発生した場合の処理の仕方はどのようにフォローされるのか、お伺いしたいと思います。これ、2問目。

◎ 議長（岡田 勇）

事務局長。

◎ 事務局長（小森 豊久）

久保議員のご質問に対する答弁になっているかどうかは分かりませんが、現在、議会事務局が保有する個人情報はないものというふうに理解をいたしております。各議員からの、この間、調査依頼自体などもございませんで、保有していない実態がございます。内容につきましては、当然のことながら速やかに検討していきたいというふうには思っておりますけれども、各町村議会のご議論の結果を見て、臨時会での議会構成後、速やかにご議論いただけるよう準備してまいりたい、そのように考えております。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

10番、久保議員。

◎ 10番（久保 憲司）

3回目の質問をさせていただきます。今、個人情報を持っていないとおっしゃいましたがけれども、私の今までの知る範囲では、例えば、請願とか陳情とか、そういったのを私が議員になってから、こちらの担当の議員になってからは確かにありませんが、過去にも請願とかそういったものはないのでしょうか。あれば、これは明らかに個人情報で、ほかの議会でもそれが当然対象になるという判断をされております。私が議長をいたしております広域事務組合、ここでも当初予定がございませんでした。4月以降、大体5月、6月ぐらいをめどに進めているということだったんですが、議運の中で委員から、それではまずいと。そんな空白時間ができてはまずいということで、急遽お願いをして、その素案をつくっていただき、議運を開き、全員協議会をやって、何とか4月1日までに、いわゆる3月31日までにこれを間に合わすという作業をしていただいております。東部連合の場合は、議会事務局長ならびに議会事務局書記さんは、行政側の定数条例で議会事務局長あるいは事務局書記というのは決められているんですね、おそらく。ところが、広域はそれも決められていなかったの、定数条例の訂正しないといかんということで、理事者であります、代表理事の精華町長であります杉浦代表理事のところへ、議長として議会を代表してお願いに行きまして、定数条例もやっていただくということを急遽、福田事務局長と一緒に伺いして、これも了承していただいてまいりました。そういう詰めの作業をやってきたんですけれども、これは別にそんな長い時間があつたわけではないんですけれども、職員の方が非常にご苦労いただいて、そこまで詰めていただいて、今日は朝からその決裁を、私させていただいたところでございます。このような、国の法律が改正されたのは皆同じ条件なのに、そこにどういふふうに進めていくかという基本的な姿勢の違いが、東部連合の中に私は見えてくるなという気がいたします。その辺のところと、それから個人情報を持っていないので事件は起こらないという局長の言い切りですけれども、ちょっと乱雑過ぎはしないかという気がいたします。みんなやらかなあかんことは分かっていて、いづれやらないかんの、今日までに終わっておく作業を12月にやっているところもあれば、もっと早くちゃんとできているところもいっぱいあるのに、こういう事態が引き起こるということで、連合長、その辺も含めてどのように約束されたタイミングできちっとやっていけると、これは議長にもお伺いせないけません。議会の発議の話になってまいりますので、そういったかたちでどういふふうに進めていくかということも含めて答弁していただきたいと思っております。3番目の質問を終わります。

◎ 議長（岡田 勇）

広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えさせていただきます。この内容の趣旨の中で言いますと、今ご質問がありました

ように、議員の皆さんの発議に属するものであります。そういうことで、議員の皆様のお声を十分に聞いていかなければいけない。先ほど、連合の考え方としても、経過は先ほど事務局長から説明いたしました。きちっとできる間の空間ができると思います。こういったときには、私どもの判断の中では、先ほど言い切ったところはちょっとある、もし、万が一のときがありましたら、この連合の条例規則の足りないところ、これについては、いわゆるその連合の所在しているところの準用するというようなところを原則にしておりまして、和束町条例の動きがどうなるかと、そういうことで、万が一のときは緊急避難的な、これは緊急避難というのは私使うのはちょっと嫌な話なんですけども、その間は先ほどもあり得ないという話の前提の中で、それはないだろうというところがあります。早急に議長と、言われましたように、十分相談しながら、早く体制を整えてまいりたいと、こんな考えでありますので、ひとつご理解の方をよろしく、もし、万が一のときには、そういったところの検討をしていきたい、緊急避難処置も取らせるほうもやむを得ない、ということでご理解よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

これで質疑を終結します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

なければ、これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第2号 相楽東部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（岡田 勇）

挙手全員であります。したがって、議案第2号、相楽東部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。日程第9、議案第3号、相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例につ

いてを議題といたします。提案理由、堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第3号、相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例につきまして、ご提案させていただきます。このたび、個人情報の保護に関する法律の改正に伴うことから、取り扱う事務について条文の改正等を行うものです。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

議案の説明、総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

それでは、議案第3号、相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例につきまして、朗読等をおもちまして説明させていただきたいと思います。こちらにつきましても、先ほどと同様でございます。相楽東部広域連合を構成する町村におきましては、南山城村様では令和4年12月議会において、審査会設置条例といったかたちで提案可決されております。和束町様、笠置町様におかれましては、3月定例会において改正等提案されているということで伺っております。うちの連合の方では、既に審査会設置条例が平成21年、条例第3号で制定されておりますので、文言等、法律の条文を変えるものとして、今回提案するものでございます。それでは、朗読等させていただきます。議案第3号、相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例について。相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成21年条例第3号）の一部を改正したいので、議会の議決を求める。令和5年3月6日提出、相楽東部広域連合、広域連合長、堀忠雄。1枚おめくり下さい。相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例。相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成21年条例第3号）の一部を次のように改正する。第2条を次のように改める。（設置）第2条、次に掲げる事務を行うため、相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。1号といたしまして、相楽東部広域連合情報公開条例（平成26年条例第1号。以下「公開条例」という。）第1条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。これにつきましては、従前は第11条の規定というふうになっておりましたので、その後ろの条文を加えたものでございます。続きまして、2号といたしまして、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議することとしております。これにつきましては、開示請求等書いているんですけども、105条の第3項といたしましては、地方公共団体の機関または独立行政法人について準用する、この場合において、第1項中、情報公開・個人情報保護審査会とあるのは、ちょっと

中を抜いてますけども、行政不服審査法第81条第1項または第2項の機関と読み替えるものとするとして、新たにこの105条第3項というのが規定されておりますけども、準用する第1項ということになりますので、1項の方は開示請求と訂正と利用停止等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の云々ということの各号に該当する場合を除き、除外がありますけども、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないということで、諮問しなければならないということをやっております。それと、先ほどこの第3号でございます。相楽東部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年 条例第 号。以下「施行条例」という。）第5条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。これにつきまして、空欄となっておりますのは、今回、条例を出させていただいている都合、提案するときにはこういった空欄で出すというのが条例の常套になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。先ほどご可決いただきました施行条例の第5条の規定によるというものになっております。続きまして、4号といたしまして、前3号、この前の3つに定めるほかについては、公開条例及び施行条例の云々に関する重要な事項について調査審議し、建議することとして、事務について今までは11条としておりましたけども、今回どこの構成町村でも同様でございます。こういった各号が追加されております。これに基づきまして、連合の方も追記をしております。それと、一番最後のページには新旧対照の方を添付させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第3号相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

◎ 議長（岡田 勇）

挙手全員です。したがって、議案第3号、相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。日程第10、議案第4号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由。堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第4号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご提案させていただきます。令和4年度の人事院勧告を踏まえ、国の行政職給料表が改正され、構成町村におきましても行政職給料表が適用とされたことに伴い、本条例の別表を改正するものでございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

総務課長、説明。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

それでは、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、朗読等をおもちまして説明させていただきます。議案第4号相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第4号）の一部を改正したいので、議会の議決を求めます。令和5年3月6日提出、相楽東部広域連合、広域連合長、堀忠雄。1枚おめくり下さい。相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第4号）の一部を次のように改正するおといたしまして、別表第1（第4条関係）を次のように改めるとおといたしまして、このページから最終の125号まで書いてある、号級でいうと1級の5号まで書いてある、4ページめくっていただきたいんですけども、ここまでの給与表の改正としております。附則、この条例は4月1日から施行するおといたしまして、その裏には新旧対照表の方をつけさせていただいております。今回の改正につきましては、連合長の提案理由でもございましたが、令和4年度におきまして国の人事院勧告におきまして、行政職の給料表が改正されました。構成町村の行政職給料表も適用とされたことに伴いまして、会計年度さんのこの給料表の改定を行うものとしております。改定とおといたしましては、今回、国の方でも1級、2級の低号からとおといたしますか、1号からの分を上げておりますので、単純比

較では、例えば、給料表の月額、1級の1号であれば、単純計算で4,000円、最大が4,000円の月額報酬の上げとなっておりますし、うちの方の連合で適用されているのがございますので、そちらの方の最小では900円といった改正になっておりまして、その間での等級の改正となっております。どうぞ、よろしく願いいたします。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

これから質疑を行います。質疑はありますか。6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

この連合の中で会計年度任用職員というのは何人いて、どれぐらいの等級の給与になっていますか。

◎ 議長（岡田 勇）

総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

予算の方の給与明細、当初予算の方でも入っていたんですけども、延べとしてで申し上げますと61名になっております。延べということですので、3町村にわたっておりますので、教育委員会の関係が3町村にわたっております関係で61名といったかたちになっております。それと、給料表で申し上げますと、うちの方、最大で1級で申し上げますと、1の48、天井が1のうちの既に連合の例規の方でも書いてるんですけども、一般事務でいいますと、1の50というのが天井になっています。そのうち、1の48というところに最大行っておられる方がおられますのと、それと図書の関係が2級の方いつてまして、こちらの方については専門職といったかたちになってますので、2級の方におられる方がおられますけども、基本、天井までいくような勢いの方がおられます。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

ほかに質疑はありますか。6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

この会計年度任用職員というのはフルタイムに近い採用だと思うんですけど、それ以外のアルバイトという方たちは、直接、今ここには関係ないかも分かりませんが、人数はもっとたくさんいるんですか。

◎ 議長（岡田 勇）

総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

教育委員会の方はフルタイムの方もおられますけども、総務課だけで言えば、フルタイムでいったら8時半から5時15分までなので、総務課だけで言うとおられませんけども、ほとんどがどちらかというとパートタイムの職員、だからこちらも、この会計年度さんの給料表を、例えば、この報酬の週割ることの時間みたいなかたちで適用になりますので、当然そのパートタイムさんについても報酬については上がります。ということでご理解をいただきたいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第4号 相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（岡田 勇）

挙手全員です。したがって、議案第4号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。これより1時まで休憩いたします。

（休憩 12：05～13：00）

◎ 議長（岡田 勇）

休憩を解き、会議を始めます。日程第11、議案第5号、令和4年度相楽東部広域連合

一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。提案理由、堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第5号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）についてご提案申し上げます。歳入歳出予算の総額8億3,429万8,000円に、歳入歳出それぞれ36万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,466万円とするものでございます。今回の補正は、府支出金の内示等に係る歳出事業への充当ならびに事業精査によるものが主な補正でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

議案の説明、総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

それでは、議案第5号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。議案第5号の朗読等をもちまして、説明に代えさせていただきますと思います。議案第5号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）について。令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）。地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条の規定により提出する。令和5年3月6日提出、相楽東部広域連合長、堀忠雄。それでは2枚めくっていただきまして、1ページの方をお願いいたします。令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）。令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるといたしまして、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額8億3,429万8,000円に、歳入歳出それぞれ36万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,466万円とするとしております。2項といたしましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第1表、歳入歳出補正によるものとしております。申し訳ございません。3の方、横長の方になっております。こちらの方をご覧いただきたいと思います。まず、1ページの方をご覧ください。1ページにつきましては、今回の補正の全体的な表になっております。歳出予算科目ごとの補正額の内訳を上段左側に掲載しております。その計が36万2,000円といったかたちで、増減ありますけれども、補正を行うものとなっております。上から申し上げますと、総務管理費の一般管理費では1万4,000円、和東町小学校管理費では106万2,000円、中学校費の方の笠置中学校管理費では37万1,000円、社会教育費の方では、社会教育総務費では105万4,000円の減、文化財保護費では14万9,000円の増、保健体育費では保健体育総務費が62万円の減、給食業務事業費としては44万円の増、その計が36万2,000円となっております。右の表につきましては、府の支出金、その

他、あとはそれを引いたものの負担金の構成替えといったかたちになっております。2ページの方をおめくりください。2ページの方、歳入につきまして掲載をさせていただいております。上段につきましては、分担金及び負担金でございますが、負担金しか今回は変更がございません。笠置町さんが136万1,000円減、和東町さんが28万8,000円の増、南山城村さんにつきましては41万2,000円の減となりまして、負担金といたしましては148万5,000円の減となっております。今回、環境課分として分担金の補正はございません。下段の、下の段になりますけれども、特定財源につきましては、使用料及び手数料、府支出金、諸収入の方が今回上がっておりますけれども、特に、今回のメインといたしましては、特定財源、きょうと地域連携交付金、これの交付というものが内示の方が来ております。それぞれの事業への割当てといったかたちで上段の負担金等の構成になっております。続きまして、その横の3ページをご覧ください。主なものといたしましては、特定財源等、ねずみ色で書いてありますところがございます。やはり、きょうと地域連携交付金の内示確定といったかたちが来ていますので、そこに伴う負担金の構成替えといったものが主なものになっております。それと、あと小学校費、それと中学校費、それと後に出てきます南山城村給食センターにつきましては、光熱水費、電気代等の補正額を計上させていただいております。あと、大きなものといたしましては、社会教育総務費の方になります。高齢者教育推進事業、和東町、それと同南山城村の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策ということで、事業実施の方を中止したといったかたちでの大幅な事業の中止による減額でございます。以上、簡単ではございますけれども、補正予算につきましての詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第5号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

◎ 議長（岡田 勇）

挙手全員です。したがって、議案第5号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。日程第12、議案第6号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計予算についてを議題といたします。提案理由の説明、堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第6号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計予算について、ご提案申し上げます。歳入歳出予算は、それぞれ8億2,507万9,000円と定めるものでございます。歳入につきましては、各町村からの分担金及び負担金7億8,849万4,000円を主な財源としております。前年度当初予算と比較いたしますと235万2,000円の減となっております。総務費、教育費では前年度より増額となっておりますが、塵芥処理費におきます、それぞれの中間処理費の大幅な減が、大きな要因によるものでございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

議案の説明、総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

それでは、議案第6号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計予算につきまして、朗読等をおもちましてご説明させていただきたいと思っております。議案第6号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計予算について。令和5年度相楽東部広域連合一般会計予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定により提出する。令和5年3月6日提出、相楽東部広域連合広域連合長、堀忠雄。予算書の1ページをお願いいたします。令和5年度相楽東部広域連合一般会計予算。令和5年度相楽東部広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ8億2,507万9,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分、当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算によるとして、2～3ページに歳入歳出予算を計上しておりますが、A3のこちらの方を予算書と併せて見ていただきたいと思いますけれども、A3のこの横長の方に従いまして、予算の方を説明させていただきたいと思っております。まず1ページをご覧ください。3の部分の1ページをご覧ください。縦になって見にくいんですけども、それぞれの款項目ごとの予算額、要求額として入っておりますが、左側の下段の方を見ていただきますと、議会費が82万円、総務につきましては7,326万6,000円、民生費

1, 351万9, 000円、衛生費2億2, 107万5, 000円、教育費5億708万8, 000円、公債費につきましては811万1, 000円、予備費120万といたしまして、その計につきましては8億2, 507万9, 000円としております。令和4年度につきましては、8億2, 743万1, 000円で行いましたので、比較といたしましては235万2, 000円の減になっております。続きまして、下段、右の方をご覧ください。右の下段の一番下を見ていただきたいんですけども、令和4年度、5年度の比較でございます。負担金につきましては増えておりますが、分担金につきましては大幅な減となっております。従いまして、負担金、分担金といたしましては、353万5, 000円の増となっているところでございます。続きまして、ちょっと横長になります。2ページの方をご覧ください。ここにつきましては款、項、目、予算額、それと特定財源を入れた部分、それとそこから引きましたら一般財源といったかたちになります。それと、繰越金につきましては入れまして、あとは負担金、分担金の内訳といったかたちになっておりまして、この表の一番右側の下段が各町村の負担金と分担金の一覧表になっております。それでは、3ページにつきましては、特定財源の一覧、今回、当初予算上で計上しております特定財源の内訳といったかたちになっております。雑入の方が結構幅を占めております。ただ、今回、一般廃棄物手数料につきましても計上しておりますので、その合計が諸々、使用料及び手数料、府支出金、財産収入、繰越金、諸収入、その計が特定財源といたしまして、一番下の段になります3, 658万5, 000円が当初予算で見込みとして計上しております。続きまして、歳出の方の主な説明に移らせていただきたいと思っております。4ページの方の議会費につきましては、前年度とほぼ変更はございません。総務費、総務管理費につきましては、前年度よりも903万4, 000円上がっております。これにつきましては、委託料、5ページになります。5ページの委託料につきまして、うちの相楽東部広域連合のOSサーバの方が更新期間を迎えるということで、5年間の保証の期限が切れるということで、前年度で言いますと委託料の方が625万2, 000円上がっておりますが、今回、これにつきましては5年間のリースということで計上させていただいておりますが、これにつきましては右の方でも財源の方を書いております。きょうと地域連携交付金で、事業費の2分の1を補助として交付いただけるということで確認をしているところでございます。それと、続きまして、申し訳ございません、6ページの上段で消えてしまっております。採用試験委託料のところでございます。一次試験のその下のところが、基本料金、半分しか見えておりません。基本料金というかたちで3万3, 000円としております。それと、その下が、これも半分しか見えていないんですけども、教養試験といたしまして4万4, 000円です。申し訳ございません。半分消えております。申し訳ございませんでした。それと、今回、大きなもので変わっておりますが、その下ぐらいにあるんですけども、使用料及び賃借料の一段上になります。個人情報安全管理措置対応支援業務委託、これにつきましても、先ほども条例の方をいろいろご可決いただきました。これにつきましても、3町村、構成町村も同じだと思っておりますけども、個人情報につきまして、

この改正個人情報につきまして施行されることから、管理体制の構築、要綱の一部改正等も入ってきます。そういったかたちで管理体制、特に、管理体制の構築をしていくということの支援委託としております。それと、大きなものとしたしましては、その下の文書広報費のところにございます95万1,000円、前年度より増額になっております。これにつきましては、広報をフルカラー18ページにするというもので、前年度より95万1,000円増としております。そのあと、公平委員会費につきましても前年度と同様でございます。財産管理費につきましては、これは相楽東部クリーンセンターの安全基金の積立金の利子でございます。これにつきましては、前年度より1,000円減といったかたちで、3,000円を見込んでおります。選挙管理委員会費と監査委員会費、社会福祉総務費、老人福祉費、児童福祉総務費までは、変更はございません。それと、8ページの方をお願いいたします。児童館費、笠置児童館の方でございますが、これにつきましては、減になっておりますのは補助金になりますけれども、これが9ページの方、上段になります。補助金の方が、笠置町さんの方で負担していただけることになっておりますので、補助金の減というかたちで若干変更があります。続きまして、9～13ページ、これにつきましては衛生費でございます。衛生費につきましては、今回かなりの減額となっております。主なものとしたしましては、11ページの方をご覧ください。塵芥処理費におきまして、対前年で1,910万1,000円の減となっております。特にこの中身を見ていただきますと、可燃ごみ中間処理事業なり、粗大ごみ中間処理事業なりの、あと再資源化ごみ中間処理事業なども、それぞれの中間処理事業について大幅な減額となっております。続きまして、教育費の主なものを説明させていただきます。まず冒頭に、共通事項といたしまして、各小学校、中学校費の共通事項といたしましては、教育振興費におきまして校務支援システムを導入する費用として、委託料、備品購入費等を計上しております。また、給食事業におきましては、物価等の関係で、1食当たり30円増額で今回給食費については計上させていただいているということで、共通事項として、まずは冒頭に当たりご報告をさせていただきたいと思っております。それぞれの部分で今度は主なものをご説明させていただきたいと思っております。まず16ページの方をご覧ください。16ページの方の中段あたり、報償費の中で、121万という金額が計上されております。それと、役務費の方でも保険料、スポーツ保険、地域スポーツクラブ、これにつきましては地域スポーツクラブというかたちで計上しているものでございまして、この事業につきましては中学校における部活動を段階的に地域へ移行していくものとして、文科省、スポーツ庁が進めているということで、地域クラブの指導手当なり、保険料の方を見ております。それと、先ほど一般質問の中にもございました委託料、援業改善アドバイザー委託料、こちらの方を、先ほど言いました教師のスキルアップのための費用として計上されているところでございます。申し訳ございません、飛びます。18ページでございます。18ページの笠置小学校管理諸経費でございます。これが172万3,000円の増となっております。これの中で増減はあるんですけども、特に、20ページの方なんですけども、一番下段になります。この中でも

20ページの方になりますけれども、工事請負費といたしまして、受水槽の更新工事といたしまして、418万円を計上しているところでございます。続きまして、ちょっと飛びます。23ページの方をお願いいたします。23ページですけれども、和東小学校管理費の委託料ですけれども、今回、プールの濾過点検、それとプールの濾過装置、濾過材の交換といったかたちでの金額を計上しております。それと、あと24ページ、横の方に飛びますけれども、工事請負費といたしましては、会議室のエアコン改修と、それと東側校舎1階廊下床改修として、合計180万5,000円を計上しているところでございます。続きまして、南山城小学校管理費でございます。今回、1,037万円増として計上しておりますが、その次のページをご覧ください。そのうち南山城小学校管理諸経費が1,022万円増額となっております。特に、主なものとしたしましては、ちょっと飛ぶのですが、もろもろあるんですけれども、大きなものとしたしまして、27ページになります。大きなものとしたしましては、まず工事請負費、前年度よりは減額にはなっておりますけれども、放送室のパワーアンプ、それと防犯カメラのモニター修繕での316万7,000円、それと備品購入費のところを見ていただきたいんですけども、これが一番大きなもので1,173万9,000円、計上してございます。特に、大きなものとしたしましては、公用車の365万9,000円と、それと小学校のネットワークの機器のOSサーバ機器調整といたしまして、803万円計上しているところでございます。続きまして、大きなものとしたしまして、30ページの方をお願いいたします。こちらの方につきましては、和東小学校教育振興費でございます。役務費の方でございます。奈良交通バス、ワズカーによる通学定期代、特に、ワズカーによる通学定期代の方を今回は計上となっております。それと37ページ、ちょっと飛んで申し訳ございません。大きなものを説明させていただいております。申し訳ございません。37ページになります。こちらの方が、笠置中学校のスクールバス運行事業でございます。こちらの方で13、使用料及び賃借料でございますが、24万円を計上しております。これにつきましては、村と賃貸契約を交わしましたバスの車検時期が10月というふうなために、その間、バスが使用できないため、バスのレンタルをするものとして計上しているところでございます。続きまして、和東中学校管理費の管理諸経費になります。40ページになります。今年度の工事につきましては、前年度より大幅な減となっておりますが、工事請負費といたしまして、40ページの方、体育会排煙装置の修繕工事と、それとグラウンドの下、和東中学校の下の排水路修繕工事を実施するものとして、合計147万1,000円を計上してございます。それと、ちょっと飛びまして、44ページでございます。こちらにつきましても、和東中学校の教育振興の諸経費のこととでございますけれども、和東小学校と同様に、奈良交通バスと、それとワズカーによる定期代を今回計上しております。45ページ下段から59ページにつきましては、社会教育費となっておりますけれども、前年度と比較いたしまして大きく変動した、大きな増減といったものはございません。ただ、58ページ中段から59ページにつきましては、文化財保護費のうち、和東町史編さん事業でございまして、139万4,000円の減額となって

おります。これにつきましては、皆様方ご存じだと思うんですけども、令和8年度発刊に向けて、和東町史の方を進めておられるところですけども、後半にもうそろそろ入ってきておまして、事業等かなり減ってきているということで、その関係で139万4,000円の減というふうなかたちになっております。続きまして60ページ、保健体育費につきましても前年度と大きな増減についてはございません。給食事業につきましては、先ほども申しあげましたとおり、全ての事業におきましては全て、1食当たり30円、賄費の方は上がっておりますが、62ページの方をご覧いただきたいんですけども、62ページの下段につきましては、備品購入費といたしまして、これは和東給食センターのコンテナ室のエアコンが入っていないということで、設置ということで60万円を計上しております。続きまして、64ページにつきましては、連合がお金を借りている公債費の関係でございすけども、前年度と比較いたしまして311万3,000円の方、減額となっております。特に、クリーンセンターの起債償還元金につきましては、令和5年度で完済といったかたちになります。以上、簡単ではございますが、令和5年度一般会計予算の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎ 議長（岡田 勇）

これより質疑を行います。5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

5番、坂本です。予算書のこの横開きの資料の12ページ、4、衛生費、清掃費の施設整備費、この需用費で消耗品費として草刈機替え刃代で10万円、見てあるんです。その下に、修繕費、物件費で、草刈機等修繕でまた10万円見てあるんです。この予算の計上の仕方ってどうなんですかと思ったのが1つで、先ほど正副連合長にも一般質問で答えていただきましたけども、予算の部分に関しては口出しできないみたいな話の理解をしたんですけど、これ、当然、確認されてますよね。こういうのがちょいちょい今回予算で見らるんです。委員会の質問させていただいたんですけども、笠置中学校の樋の修繕、これは場所は決まっていないけども、補修工事で予算化されていたり、そういう部分を委員会のときに説明させていただいたんですけども、こういう記載の予算書の仕方、公務員としてどうなのかなというのが、前回、委員会でも質問させていただいた。先ほどの中副連合長の答弁で、法律の中でこういうことは認められてるんやみたいな答弁いただきましたけども、こういうところはチェックされていない。正副連合長、いかがでしょうか。お三方で好きな方、僕としゃべりたい方でいいので。

◎ 議長（岡田 勇）

中副連合長。

◎ 副連合長（中 淳志）

ただいまの坂本議員のご質問でございます。まず、草刈機の修理というのは、多分具体的にどこが壊れたというのは確認できていませんが、例えば、ベアリングが飛んだとか、スイッチ系統がおかしくなったとかいうようなことで、既存の草刈機を修理するのに結構費用がかかるということで、その分の計上というふうに伺っております。替え刃につきましては、草刈りを行っていく上で替え刃が摩耗しますので、その分の草刈り機の消耗品ということで上がっているんだというふうに理解しております。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

僕、3回しかいただけないので、僕の質問が悪いのか、それとも副連合長の理解が至っていないのか、僕の質問の答えには今、なっていないと思っております。この予算計上の仕方で、機器の修繕費と替え刃とは全然体質が違う。消耗品と修繕とは違う。でも、草刈り機は幾らのものを使用していて、それが財産に当たるからここに入っているのか。パソコンでもあるじゃないですか。5万以下は消耗品、5万以上は財産みたいなのがあったはずなんです。そういう部分を含めて、今、答弁なされているのか。当初予算の中で、ここまで細分化されているんですけど、違うところではすごい曖昧だったりする部分があるんですけど、管理者と現場があまり密につながっていないんじゃないのかなと思うような予算になっているように思うんです、今年度。その辺についてお聞きしたいんですけども、しっかり仕事していただいているのかどうか。質問の意味が難しかったですか。

◎ 議長（岡田 勇）

吉田課長。

◎ 会計管理者兼環境課長（吉田 和秀）

草刈り機についてお答えさせていただきます。需用費の中で消耗品費と修繕費とに分かれていますけれども、替え刃につきましては現場等で除草を行っていただいておりますので、刃の方がたびたび交換させていただきまして、10万円をあげさせていただいております。修繕費に関しては本体の故障等における修繕費として10万円を見させていただいております。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

これで3回目に入れられたら、僕、行政側をうらみますけど、僕が言いたいのは、予算計上の仕方の上で当然、首長、管理者さんもチェックしているわけですよ。している、していない。この予算は最後、決裁を打ちますよね。となると、目を通していただいていると思っております、一番初めの質問をしたときに、今回の当初予算を見させていただいた中で、修繕箇所が明らかではないが、修繕工事として予算が上げられていたり、タブレットの消耗品費として台数云々関係なく共通した予算で組まれていたりしているんです。これは委員会で質問させていただいたんです。管理者が出席していないから分からへんわと言ったら、勉強不足ちゃいますかという話だと僕は思っております。なぜなら、さっき中副連合長が、ここまでの仕事はわたらの仕事入るとるねんという説明されたと思うんですよ、僕。違いましたか。法律の中でも予算に関しては口出しできますよという答弁いただいたと思うんです。で、今質問しているわけです。だから、何にこれだけかかったんやという書き方の部分ありますよね。これを見て、正副管理者は、ちょっと不細工ちゃうかと思わなかったのかなと思うんです、今回。予算書について。修繕箇所は分かってないけど修繕工事、補修工事で予算を上げているんです。ご存じですか。これって施設整備費で上げてもいいんじゃないのとも思いますし、何が言いたいかと言うと、答弁にならないので最終的に聞きたいことを言います。学校教育の予算書の提出の仕方と、行政マンがイメージしている予算書の出方に不一致があるんじゃないのかなと思ったんです、今回。だから、その意思の疎通でもっとした方がいいよねと思ったんです。それがなされていないから、ここから出てくる予算をそのまま丸写しとか、そういうふうになっている現状があったりとか、例えば、学校教育専門でやっている先生方から出てくる予算案と、現場の行政側が動いている予算案の不一致って絶対出てくると思うんです。ニュアンスが違ったり、考え方が違ったりする。こういうところのすり合わせがちょっと甘いんじゃないのかなと今回予算を見て気付いたので、ぜひ答弁を。これぐらいの質問やったら分かりますか。

◎ 議長（岡田 勇）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

この予算の立て方ですが、結論から言いまして、提案させていただいているというのは、連合の中でよく決裁とか全部承認しているわけなんです。日頃のそこへ持っていくためには、教育委員会の担当される方、予算要求が出てきます。そして、いろいろ立場でヒアリングされます。今度は、この連合の総務課と教育委員会の担当とヒアリングで決めていきます。そして、各町村の中の総務担当、財政担当ともヒアリングで決めていきます。そういう中で、今回、例を挙げておられる草刈機の問題、台数が決まらんことには予算はあげられないというふうに、日頃から消耗品的なものを見ておかないと、いちいちできない

から、そういうことで、この金額は消耗と修繕で上げられていますから、先ほど言われました、私の決裁までに、それぞれの総務担当、財政担当、ヒアリングで決めておられますので、そういう違和感というのを私は持っていないということで、お答えさせていただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

先ほどの話にも関連してくる部分はあると思うんです。委員会的时候に給食費、単価30円上がったというのは非常にいいことやと私も思っていますが、ところが南山城村給食センターの方は、補正で光熱水費がやっと上がってきました。44万円。ところが、今年度の予算にまた光熱水費が入っていないんです。和東はきちっと入っています。というふうな、こういうことが何で起こるのかなと、この前も質問させてもらいましたけども、それは坂本さんが言っていることと通じるところがあると思うんですけど、同じように学校給食センターで給食を作っている、片一方はきちんと光熱水費も予算を見られているのに、村の方はその予算が入っていない。しかも、年度末に補正で光熱水費を入れているんでしょう。にもかかわらず、新しいのに出てきていないと。やっぱりこれはおかしいと思うんです。答弁をお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

城野学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

鈴木議員の質問にお答えいたします。確かにご指摘のとおり、令和4年度の補正予算につきましては、村の給食センターの電気代については補正予算、議決いただきましてありがとうございます。5年度の方につきましては、令和4年度の当初と同額で計上させていただいております。今のところ、節電の方努めるように指導しておりまして、今、計上させていただいています金額で何とかできるようにというふうに指導はしております。今のところ、電気代の高騰とかになっておりますので、来年度、電気代の方も値段が上がる可能性はございますが、できるだけ節電に努めてできるようにしております。指導しております。もし年度途中で電気代等不足が生じた場合は、年度途中の議会の方で補正の方で審議させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

これも、もう本当に補正で44万円もしなきゃいけないという事態があつて、次の予算を立てるときに入れていないということ自体おかしいと思うんです。村の給食センターは全部オール電化です。だから、まさか節電しなさいと言われて、半煮えのものを出すわけにはいかんでしょう。だから、これはどこかで誰かが予算を立てるときに気がつかなきゃいけなかったことやと思うんです。そこの辺、どうですか。

◎ 議長（岡田 勇）

城野学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

お答えいたします。確かに、今、電気代の高騰になっております。計上の方も考えましたが、現行のとおりで行くということで、こちらの方が決めさせていただきました。確かにご指摘のとおり、補正予算の方で44万円の計上をさせていただいておりますので、今回は電気代の高騰とかがありましたので、44万円の計上をさせていただきました、補正の方で。ただ、5年度になりましたら、ほかの学校と、和東の給食センター等も電気代の増額はさせていただいておりますが、南山城の給食センターについてはできるだけまかなえるようにさせていただきたいと思います。ただ、オール電化の方ですので、できるだけ節電といいますと給食の方に支障がないように指導はしたいと思っております。よろしくお願いたします。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

もう節電してくださいとか言ってる場合じゃないと思うんです。だから、和東ではきちんと光熱費入れているのに、村で入れるの忘れていたと私は思うんですが、それを知って入れなかったんやったらもっと罪深いと思うんですけど、やっぱり様子見ていて、必要だというときには補正組みますと、その一言が欲しいだけなんですけど、どうですか。もうこれ最後なので。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。予算書を細かくしっかりと見ていくようにいたします。そういった点で、委員会でもご指摘いただいております。ただ、今年はすごく電気代が上がってしまして、各学校とも心配したところでもあります。来年度もどういう事態が起こるか分かりませんので、以後気をつけて、余裕を持って。ただ、財政については限りがあるものですので、どの学校にも無駄な電気がないように、節電するよということとは徹底して言わせていただきたいなというふうに思っています。ただ、半煮えになるのは困りますので、そういったことについては、もちろん気をつけるようにいいますが、やっぱり空き教室になったり、そういったときに電気がついていることがあります。私も学校現場に行って、誰もいないのについてるのはおかしいやろうというところがありました。ですので、そういったこともあって、できるだけ経費を減らすよという指示を徹底するとともに、私どもも細かくチェックしていきたいなというふうに思っていますので、ひとつよろしく願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

つまり、連合長も教育長も、この予算を上げるときにヒアリングをしっかり教育方、それから総務方がちゃんとして、数字をきちっとしないことには、これまちまちになってるでしょう。だから議員の皆さんが戸惑うことになるんです。それを教育長が、これはしっかり頑張って見ますって、そんなの当たり前の話です。事務方と教育委員会側と、分け隔ててやったら、こんな問題が起こってくる。この文章やってそうやろう。10万円の草刈り機やって、また次10万、修繕や、消耗品やとか、これ、ちゃんと見てなかったんか、これ。事務方。この数字のこれをはっきり。衛生費で見てあるでしょう。修理。草刈りのやつ。これ、上げてきたときに説明するのに聞かなかつたん。これは何やということ、教育委員会からも。ちゃんと説明するようにしていかなあかんやん、何でも。説明できなんだら、これ議会できへんで。俺、議長しててそんなのよう知らんわ。分からんわ、そんなの。10分間だけ、暫時休憩します。

（休憩 1：49～2：00）

◎ 議長（岡田 勇）

休憩を解き、会議を始めます。先ほど来の問題ですけれども、教育委員会と、それから総務の事務方がこれからは十分に関わりをして、誰から見ても分かるようなことにしてほしいということをお願いをしておきました。ただし、管理者は細かいところまでは多分目をつけられへんと思ったけど、それは理解してやってくれ。あなたが今度管理者になったときに、見やなんで。そんなこと言ったらいかん。それで止めておこう。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

議員さんをご指摘のことにつきまして、項目、文教のときにもお話させていただきまして、こっこの項目が細かい、こっこの項目はざっとしている、こういったことについては次年度以降、もっと注意してまとめるところはまとめていきたいなどは考えております。ただ、今までの流れといたしましては、今の場合でしたら衛生費の関係でしたら、衛生費から上がってきたものについては総務課、財政担当としてヒアリングをします。先ほどの関係で言うと、細かく10万、10万と上がっていますが、修繕ということで、先ほど来ご説明ありましたとおり、細かい話になりますけど、これは小さい話ですけど、例えば、町村でも公用車の修繕費を見てると思うんですけど、それはやっぱり不測のことに備えて見てるということではご理解は賜りたいと思うんですけど、次年度以降はきちっとそこらを精査していきます。ちょっと細かすぎる部分もありますし、実際予算があって、草刈りの刃は実際の話、草刈りで使ってますので、修繕もしてますし、当然、機械が止まることもありますので、それは出してますので支出に見合った予算にしていかなあかんというふうにはしたいと思います。それと、学校教育並びに教育委員会の関係につきましては、学校の方から見積書とか出た分については、教育委員会の方で一次ヒアリングされております。そのヒアリングを受けて、財政担当として二次ヒアリングをしています。先ほど来言っていた、タブレットとか言っていた話についても、どうやという話は一応させていただきました。でも、一応これでという話だったので、そこはうちの財政としては通しています。その後、財政ヒアリング入ります。3町村の財政担当課長、担当者ヒアリングが入ります。その中で、いろいろ細かいところまではなかなか、うちの説明が至らんかったりして見落とすところはありますけども、ある程度変更が入っています。ここは違うんじゃないかということで、変更はいただいております。ただ、さっきご指摘いただきましたので、次年度もきちっとするようなかたちは、先ほど来、議長からも注意を受けておりますので、させていただきます。それと、先ほどの電気代につきましては、教育長からも答弁がありましたとおり、冒頭にありましたけども、予算が抜けていたということで、今後は願う部分もあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

5番、坂本です。言い出したら切りがないみたいな話で、重箱の隅突きやがってと思われられるかもしれませんが、基本的に僕らの仕事はそういう仕事です。なおかつ、新しいことがしにくい、財政が限られた財源の中でやっている3町村の集まりなので、特に、こういうシビアというか、細かいというか、そういう指摘になるかと思ひます。何が言いたいかって、細かい金の話をしたわけではなくて、ほんまに組織としての繁栄ってどこにあるのかということの、仕組みづくりなんです。さっき一般質問でもさせていだきまし

たけど、じゃあ管理者はここまで知らんかって構わへん。でもこのことは口出せへんって、簡単に言いよる。僕はそれは矛盾やと思ってるんです。これは目をふさがれる仕事やけど、こっちは目くばせ、気くばせするねんと、やりたいことしかせえへんのかみたいな話は、僕はリーダーシップに欠けると思うんです。確実に。だから、ここ10万円3つ並んでるんです。それだけでも、俺は議会をばかにしてるのかなと思うときがあるんです。僕らの体質として。こっちの仕事の仕方として、全部同じ金額。当然、僕ら田舎の子なので、草刈り機の刃、買ったことあります。10万円買おうと思ったら大したものですよ。ほんまに。それと、施設整備の修繕の10万円、これリンクしないですよ。議員という体質してたら。すみませんけど。それが正副管理者が見てはって、それは私らの仕事ちゃうといわはったら、僕はもうちょっと広い心で、この予算書を管理者にも見ていただいて、こういうこと議員さん気づくんちゃうかとか、監査でこういう指摘受けるんちゃうかと、そういうフォローアップもしてあげたらええのになと、議長思いますので、これは当初予算です。当初予算でつまづくことのないようにしていただきたいなとお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

以上、坂本君の意見は非常に大事なことで、分かりました。ほかに。1番、村山議員。

◎ 1番（村山 一彦）

連合長にお聞きしたいんですけども、今、様々な一般質問が出てましたけど、クリーンセンターの工事の件、一昨年から昨年の9月末まで工事が行われていました。それに際して、下島地区は通れなかったという話を聞いてるんですが、それは事実ですか。工事車両が下島地区を通れないので、撰原地区を回ったというようなことを聞くんですが、それは事実でしょうか。

◎ 議長（岡田 勇）

広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えいたします。これは工事の過程で、地元ともやはり十分話し合っていかなきゃならない。そういうことの中で、大きな工事とか、搬出とか、そういう工事というのは小さい道というのは非常に事故とかも心配されますので、今までからごみの焼却の収集、ありますね。あの車が通っているエリアから乗るところを通るといことは話し合いをつけて、工事をさせていただいた、こういうことです。これは当然工事をやる前に協議をして、そして、その協議がまとまった中で工事を進めていったと、そういうことをご理解いただきたいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

どんな協議がなされたのか知りませんが、この 10 ページですけど、協力金、下島区 50 万円と、50 万円を協力金として支払いをする予算を組んでおられます。あまり協力的でなかったら、こんなもの出す必要ないんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどう思われます。

◎ 議長（岡田 勇）

広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ご案内のとおり、今言われますように、地元との問題というのは当初から非常にありました。協力金ということで、撰原に一部、そして協定の 20 年間は下島区ということで、進めてきました。そうやって違う道をう回路にしておりますので、そういうことで当初まとまって、進めてきたわけです。元来は先ほどの休止と廃止に関わります。廃止してしまったら、普通施設になりますから、それは不必要だと私は感じています。再開の可能性のある休止であれば、下島区とは、それやったら前のままの継続という話でありますから、こういうことも今後の進めていく上においてはリスクになりますので、早急に發揮していかないといかんということで、今、事務を進めております。これはやっぱりこういった、住民に迷惑をかけるとか、非常に機敏なところがあります。そういう対応の当初の中から引きずってきた内容を、そのまま通す。あとは廃止か休止によって大きく転換すると思います。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

20 年間、稼働後 20 年経って止まったということですけども、下島区との 20 年間はまだ終わっていないということですか。ということは、今は、もうあそこの施設は当面稼働はできない。それでも 50 万円はまだまだ下島区へ払い続けなくてはならないということですね。これは話合いの余地があるんじゃないですかね。もうあそこは使わないと、今のところは当面使わないと、休止しているということになれば、50 万円は話合いをして、止めさせてください。要するに解体にも大きな費用がかかる、ちょっとでも節約するとい

うことも大事じゃないかと思うですけど、その辺はどうでしょうか。

◎ 議長（岡田 勇）

広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

今、お尋ねいただきましたように、20年間ということですから、その節では今言われたとおりの話をして、もう要りませんねという話はしなきゃなりません。ところが、あれは休止にして、そして工事に入っていかなきゃならん。そういうときには地元とも話を一旦して、こういう工事でも迷惑をかける。こういうことであるから、休止の間は、その間はいろいろ含めて総合的に継続している。これは話合いの結果、進んでいる話です。だから、これは工事の中で廃止とかいろんな方向になってしまうと、こういったものはもう要らないだろうと、そういうふうに思っております。

◎ 議長（岡田 勇）

7番、畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

文教委員会に所属しているもので、これを聞いたらおかしいんですけど、ちょっと今期になりましたのでお聞きしたいところです。議長、よろしいですか。60ページお願いします。60ページの中で負担金、補助金及び交付金の中で、笠置町体育協会補助金が40万円、その下の和東町が25万円、南山城村が63万円となっております。これ、当然、和東町の体育協会というのが下火になっていることは事実です。だけど、この状態を担当課はどのように見ておられるんですか。ちょっとお聞きしたい。

◎ 議長（岡田 勇）

南課長。

◎ 生涯学習課長（南 和昇）

ただいまの畑議員の質問にお答えいたします。体育協会に対する補助金の額についてですけれども、こちらの方は3町村でそれぞれ金額の方が違っております。その理由については、各体育協会の方が事業の方、特に南山城村でしたら、今まで南山城村のときからたくさん事業をしているかたちでございまして、連合の前からの金額でございまして、事業の中身については、ここ最近コロナ禍によりなかなかできないという事業があるんですが、令和5年度以降については事業の方を再開、または代替事業の方で進めさせていこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

7番、畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

聞いていることが違うんです。40万、25万、63万、この違いはやはり地域性もあるから分かるんです。一番当初、連合を立ち上げたときに学校教育は学校現場に任せたらいいやないかという私の考えでした。一番心配したのは、社会教育なんです。これについて、和東には25万、そういう団体が少ないから25万だと思うんです。だけど、村はかなり金額が出たりということは、いろいろ団体があるということで、このように見えています。だけど、和東町に対しては、そういう指導は行っているのかいないのか、そこらを聞きたいんです。今、答弁と違いますよ。

◎ 議長（岡田 勇）

南生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（南 和昇）

失礼します。やはり3町村それぞれ地域性がありまして、スポーツの協会に入っておられます団体の数は違います。なかなか3町村で同じぐらいに全部並ぶというのは難しいんですけれども、少ないスポーツ協会の所属する団体の方は、できる限り増やしていくようなかたちで、事業等、それからいろいろなイベント等含め、あと地域のスポーツの育成、指導者の育成に努めながら、地域の振興に努めてまいろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

7番、畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

今、和東町にどれぐらいの団体があるか定かではありません。私もその当時、体育協会に入っていましたから分かっておるんですけど、かなりの差があると。大体どれぐらいあるのか、それも知りたいです。笠置町の人口と和東町の人口って、若干違う中、でもこれぐらい少ないと。ここらを聞きたい。もしそうであるなら、やはりそういう団体を若い層からもう辞めてくれというようなことをしたのか。これだけです。そうすることによって、前の委員会で言いましたように、駅伝か総合体育大会、府民総体です。そういうところの一つの選手集めにもなろうかと思うんです。その辺だけひとつお願いします。終わります。答弁ください。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

社会教育の振興の点ですけれども、いろいろこの間、地域性がある、地域の状況に応じて取り組んでいただいていたということはあるかと思いますが、ですが、今は学校教育も含めて、部活の地域移行もお話ししましたが、そういう社会団体、スポーツ団体等、文化も含めてですけれども、総合的にそういったことを、まちづくりの一環も含めて地域でやっていこうというような流れになっていっています。ですので、学校は開かれた学校ということで開いていくようにという話もしていますし、そういった技能や技術を持っておられる方は、子どもの教育にも力を貸していただきたいし、また、そういった子たちが地域に帰って、運動や文化といったことを継承して行ってほしいということも願っておりますので、それぞれの地域が活発にやっていけるようにということと、それともう一つはせっかく連合で、2町1村でやっていますので、連合を通したそういった地域スポーツもできないかというふうにも考えていますので、考えられることを精一杯やっていきたいと思っておりますので、予算については本年度そうなっておりますけれども、頑張っていきますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

11番、西議員。

◎ 11番（西 昭夫）

南11番、西です。資料の10ページ、衛生費、衛生総務費の委託料で、公害環境測定調査委託。これは去年度は今年度よりも下がってはいるんですが、これってどこの調査をしているのか。例えば、休止している施設の調査やったらもうずっと休止しているので、調査せんでもいいのかなとは思いますが、これは施設がある以上、毎年せなあかんものなのか、その辺お聞かせください。

◎ 議長（岡田 勇）

吉田課長。

◎ 環境課長（吉田 和秀）

西議員の質問にお答えさせていただきます。公害環境測定調査について、今回、減額させていただきました。3年度、4年度に関しましては、工事もしておりますので、測定の方を続けさせていただきましたが、もう工事も終わりましたので、騒音振動周期測定な

どを一部見直しさせてもらって、省かせていただきました。

◎ 11番（西 昭夫）

これってずっとやらないあかんもんですか。

◎ 議長（岡田 勇）

吉田課長。

◎ 環境課長（吉田 和秀）

失礼します。残りの敷地内、ダイオキシン測定に関しましては、施設がある間は残さないといけないと聞いております。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

5番、坂本です。教育総務費の義務教育振興費、資料の16ページ。役務費です。保険料、スポーツ保険料（地域スポーツクラブ）って、さっき総務課長の説明いただいた分類のところですか。この保険というのはどういうふうにするのかということと、指導者65歳未満で1人あたり1,850円かかるということで、30名。これもやってくれる人とかが決まっているのか、これからやっていくのか、やっていったらどういうふうになくなっていくのか、今のあり方と、これからどうなっていくのかという説明を願いたいです。

◎ 議長（岡田 勇）

城野学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

坂本議員のご質問にお答えします。指導者、65歳未満1,850円の30人ということですが、一応、今のところ考えておりますのが、陸上、卓球、バスケットボールは笠置中学校、和東中学校、土日どちらか合同の予定をしております。30人というのは、地域の方、笠中、和中の方で、兼業兼職で先生の方に入ってください予定をしております。いきなり地域に丸投げというわけにはいきませんので、学校の先生も、どちらの学校も1人ずつ入っていただいて、していただく予定をしております。その分、1つの分につきまして3人の予定をしております。来年度当初からではなく、夏休み以降の予定をしております。クラブの大会であるとか、テスト期間とかは除いてできる日数として、10日前後

の予定でございます。その分で1回当たり3人の10回ということで、指導者の方にも
けが等あったら困りますので、そのための保険ということで、計上させていただいており
ます。地域の方とかにも入っていただく予定をしております。今のところバスケット、陸
上、それから卓球については大体指導していただく方、決まっております。先生の方もク
ラブで担当していただいている先生をまず入っていただけたらというふうに考えておりま
す。地域移行をするに当たって、専門の方にも入っていただくというか配置、外部指導の
方も入っていただくということになりますので、専門的な指導であるとか、技術とか、そ
ういうふうなことも指導としていただけるので、より技術とかの面でも向上できるのでは
ないかというふうには思っております。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

地域の方が入ると、専門的にやってもらえるというのはいいことやと。実際、クラブチ
ームとかはありますし。和東やったらミニバスがあるというのも知ってますし、専門性が
高いというのも、強いというのは知ってますからあれなんですけど、今の中学校の部活を
見てると、そこを望んでいる子ってどれだけいるんやろう、みたいなところを思ったりす
るんです。うちの娘もバスケットボール部に属してまして、練習内容聞いたら、今日パパ、
1人で練習やってんって、バスケット1人ですのみたいな話を、ついこの日曜日もした
ところなんですけど、これ、教職員の働き方改革の一環みたいなのもあるということ
ですよ、このやり方。生徒がどう向上するのか、メンタルから多分つくらなあかんかっ
たりすると思うんです。競技としてスポーツをやるのと、遊びじゃないけど、そこはほん
まに強いところ行きたかったらミニバス行くじゃないですか。僕も中学校のときに野球の
スポーツクラブ入っていたので、外の。その原因はどこがゴールなんやろうなと思うん
です。地域の人との交流も分かるし、大人になったときに、あのおっちゃんにお世話にな
ってんというのはすごい大事なことだと思います。だから、その辺のゴールがどこにある
のかなというのは、きっちり決めた中でやった方がいいんじゃないのかなというのがある
んですけど、制度だけ先につくっちゃうというよりは、出口がどこかというのをきっちり
持って制度設計した方がいいんじゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

お答えします。部活の地域移行は来年度から3年間かけて地域移行させるということは、

文科省が出しました。ところが、いろんな地域に状況があって、市町村の状況があって、うまくいっていないところが事実です。ですから、来年度からといってもやらない地域もたくさんあるかと思いますが。私は、文科省や京都府が進めるからということもあるんですけども、この連合の状況を見たときに、今もおっしゃいましたが、和東町のバスケット、笠置町のバスケット、和東も少しバスケットはいるんですけども、どちらにしても人数がとても少ないです。ですから、団体競技は練習するにしても、そこそこ人数がいなくてできないんです。どちらも一生懸命子どもたちはやっていますので、隣同士といっても距離はあるんですけども、1つに集まって練習すれば、練習試合というか、そういう形式の練習ができたり、それこそよく言われる切磋琢磨と言うんですか、お互いが刺激し合うということもあるので、この機を利用して、両校がつながっていってもらえるというか、部活を通して一緒にやってもらうというのも一つの狙いです。それと、部活がちょっとでも活性化するように、これはもっと大きな木津川市であるとか、大きな町村にクラブチームがあって、そこへ入っていくということもできるんです。ところが、そうではなくて、うちの中でやってほしいと。ただ、指導者の問題や生徒の人数の問題、いろんな問題があります。ですから言ってるように、いろんなクラブをつくって、さあどうぞというわけにはいかないので、ですから段階的にやっていくために、来年度については今言いました3つのクラブです。中学校でやっている3つのクラブについて、それも地域と一緒にやっていくのは土曜日から日曜日のどちらか。通常は学校の部活動をやっていくわけです。一緒にやっっていこうというふうにしています。ただ、隣同士でいつも顔を合わせているということはあるんですけども、やっぱりお互い学校違いますので、いろんなトラブルも想像できます。考えられますので、兼業兼職というかたちで教員をその中に入れて、徐々に教員から社会の一般の方に手放していくという、段階を踏みながらやっていくのを考えていますので、ですから、一般的に言われている部活地域移行ではないです。ですから、僕はならではの部活地域移行というふうに考えています。ただ、学校の部活と何が違うのというふうにいうと、学校ではないよ、外でだよ、という線引きをしたいということで、地域の方も含めて指導者を入れて、それに地域の指導手当をつけてもらっています。それともう一つは、さっき説明もしましたが、小学校の生徒も含めて、これはもう入ってません。部活の地域移行ですから、小学生は入っていないんですけども、小学生の子たちもカヌーとボルダリングと、それからマウンテンバイクです。それぞれの町村、和東町ではマウンテンバイク、カヌーは小学校皆やっていますけども、和東以外です。それとボルダリングが笠置町にありますから、そういったものを募集しまして、どれだけ集まるか分かりませんが、小学生も含めて、これは中学校にはない部活ですけども、イベント的に3回ほどやってみようかと。これは川を使ったり山を登ったりということで、危険でもあるので、さっきの保険料のところなんです。通常1人で行ける指導者を、それでは危ないので、そういう専門の方を臨時的に雇わなきゃいけない。カヌーするのであればカヌーの本当に専門的な、そういう人を臨時的に雇わなきゃいけないということもあって、保険料のところもちょっ

と上がっています。そういう予算立てをさせてもらっていますので、子どもたちが将来にわたってスポーツを楽しんだり、ゆくゆくは文化の方も広げてはいきたいと思うんですが、楽しんでもらえるように、そういった導入といいますか、そういった中でのならでの取組をしたいなというふうに考えてというのが部活の地域移行です。もちろん、ゆくゆくは平日も含めて社会教育でとなってくるのを見通していますから、教員の働き方改革というところもかんできています。そういう見通しも持ちながら、こういうふうな取組をやっていきたいというふうに考えています。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

今の話にも関連してくるかと思うんですけど、41ページ、それから43ページに関連してくるんですけど、43ページのところで和東中学ではクラブ活動の外部指導員手当というのがついています。これは、前の一般質問でも出ていましたけども、答弁いただきましたけども、それが笠中には、まだできてないからないんですよね。予算もついていないということは、来年度もやる気はないということなんですか、笠中には。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

中学校がやる気がないとか、そういう問題ではなくて、これは指導していただける、京都府がこれ施策として打ってるんですけども、学校の中に専門的に教える人がいないとか、教員が多忙で放課後の部活動が見られないとか、いろんな条件がある中でつけていただくというようなことです。ですので、一つはそういうのを見てやろうという方はおいでにならないと合わないんです。学校の方が要望する、地域にもおられるという、この二つがあって、これができます。ですから、この制度は部活の地域移行とは全く違います。ですので、これは京都府の方が予算をつけてくれてやっていることなので、そういう条件があれば、申請すればできるわけです。ですから、外部の人が学校に入ってきて、学校の体育館であるとか、グラウンドとかでやりますので、ですから誰でも良いというわけにもいかないし、そういったあたりで学校との協議の中で決めていくということもありますので、学校の特性もあるので、やる気がないとかいう問題ではなくて、いろんな状況の中でやっておられないというパターンだと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

ということは、この令和5年度も笠置中学の方もそういう人を探したりとか、そういう努力はしていくと、予算はついていないけどということに受け取っていいですか。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

そういう人がおられたりすれば、お金の方は京都府の方からもらえますので、そちら側の予算ではないというふうに考えています。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

4番、井上議員。

◎ 4番（井上 武津男）

それでは、私の方から17ページの南山城村の補助金と書いている2万5,700円×12か月×1分て書いているの、これは1人分ですね。これは何のための補助金か、そして、また、この予備がまた別にありますけども、これはどういうことなのか。この点についてお聞きしたいです。

◎ 議長（岡田 勇）

城野学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

井上議員のご質問にお答えいたします。こちらの補助金、2万5,700円かける12か月、これは1人分のことです。すみません。これについては、幼児無償化の関係で、南山城村から幼稚園の方に通われている方への補助金。ただ、今お1人、奈良県の幼稚園に通われている方がいらっしゃいます。また、年度途中でそういうふうに通いたいというふうな方も、もしあれば、すぐ予算立てということができないということで申し訳ございません。予備ということでお1人分上げさせていただいております。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

10番、久保議員。

◎ 10番 (久保 憲司)

10番、久保です。58ページ、文化財保護費で、南山城村の田山花踊り保存会、これも過去からずっと9万円が支出されております。これは昭和49年に京都府の無形民俗文化財として指定をいただいて活動をずっと続けてきておるんですが、このコロナ禍で2年間、これはいわゆる地域での花踊りという、ご覧になった方もあるかと思うんですけど、諏訪神社に奉納するというかたちで従来行われてきておるんですけども、コロナ禍の関係で中止しております。これ、無形文化財でございますので、口頭、形をつないでいくものではなくて人がつないでいっております。ところが、残念ながらコロナで奉納できないということで、もう2年間途絶えてしまっております。今、それが影響してか、次の団体の代表者がいまだ決まらないというような状況で、毎年場合はもっと早く決まっているんですけども、そういう事態で、花踊りが存続の危機にさらされております。私もつい先般、会長をやれということで何度も言われておるんですけども、議員をやっている関係と、補助金を被補助団体の代表は難しいということでお断りをしているような状況なんですけど、ただ、この9万円という金をつけておけばいいというのではなくて、今、そういう非常に存続の危機にさらされておりますので、花踊りがいかんというのではなくて、2年ごとに役員が全体動いていっておりますので、本当に継承できなくなってきていると。逆に言うと、9万円払って無形文化財をつないでいただくために、これ原資は京都府からもらっていると思うんですけど、そのための報告をきちっとするようにしないと、コロナやからできないという単なる言い訳で終わってしまっただけは具合が悪いので、人と人が直接できなれば、今の時代ですからビデオに撮ってメディアに残す、録音をして残す、写真にしてずっと残すというようなかたちで、コロナが収まれば、また再開できるための何らかの残すということに対して、ひとつ教育委員会の方から指導なりアドバイスをしてあげてもらいたいと思うんです。積極的に現場に入っていないと、こんなはっきり言ってみんな片手間で作っておることですので、少しロードをかけないとなかなか動けないというところがあります。かと言って、あまりかけ過ぎると、もう辞めさせてもらいますということになって辞めてしまわれると、それこそ存続できなくなってしまう。だから、その辺が少し今までよりも、今年、コロナでどうなるか分かりませんが、今年ではできるだけ奉納の方向で考えたいというような動きをしていただいているようなんですが、その辺の指導といいますか、補佐といいますか、フォローといいますかというのをお願いする必要があるなど。それともう一つ、1970年、大阪万博があって、このときに花踊りはこの万博の日本館の会場で披露しております。私も行きました。そういう状況なんですけれども、今度2025年に大阪万博があります。今からですと、もうあと2年後にあるわけで、ぼちぼちそういう出演依頼とか、どんなイベントになっていくのか、私らには今度の大阪万博の状況は分かりませんが、少なくとも1年、2年前ぐらいからいろんな準備がされていくと思うんです。その辺の情報をしっかりつかんで、もし、もう一度1970年に出演したようなかたちのものが、今度も可能性があるのなら、できるだけ早く情報

をつかんで、そして、花踊り保存会の方に持って行っていただいて、おそらく今の段階ですと役員体制も決まっていないような状況の中で、とてもという話にきつとなると思います。しかし、そういう一つの目標を掲げて動いていくことによって、保存を、またしていきけるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の取組です。ですから、そうなってくると、とても9万円では無理で、大体かつてのときでも150～200万、出演しますとそれぐらいの金がかかります。京都府なり、いろんな団体から補助金をもらって、補助金といいますか、一次的な金をもらって、そういったところに参加をしております。そういう意味も含めると、一つの目標、課題を与えることによって、また、動き出すものも出てくると思いますので、その辺の取組をどのようにされていくのか、ある意味、意気込みをお聞きしたいというふうに思います。

◎ 議長（岡田 勇）

南生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（南 和昇）

失礼します。ただいまの久保議員の質問についてお答えいたします。まず1点目です。田山花踊り保存会につきましては、京都府の無形民俗文化財に指定登録をされております。南山城村の田山地区にあります、田山花踊り保存会でありまして、私も久保議員さんと同じく、この田山花踊り保存会の会員でございます。私も、この中の1人で指導をしております。田山花踊り保存会には、この9万円の補助金、こちらについては南山城村時代のことからの補助金でございます。田山花踊り保存会につきましては、それ以外に京都府の補助金、こちらの方は役場の観光課の方が担当されて、補助金を出されております。それ以外に田山花踊り保存会は地域の皆さんの方々からの寄付金をいただいて、大体100～150万の事業をされております。年々、地域の方々の方からの寄付金が少なくなっております。事業の方がなかなか苦しいという話は聞いております。そこで、教育委員会の方としましては、この3年間、コロナで田山花踊りが実施、奉納はできなかつたんですけども、よそとは違いまして実施ができていないから補助金を出さないというわけではございません。この3年間はやはりこの保存、修繕に対する補助金というかたちで活用していただくように補助金を出させていただきました。あと、先ほどもお話がありましたが、万博、それからいろいろなイベント、地域、奈良の方にも行かせていただきました。そのときには特別補助をつけたり、また、田山区の方からも助成金をいただいて、事業の方をさせていただいております。また、記録の方につきましても、数年前からDVDで各その年その年のビデオを撮影して記録を残したり、写真をして残したりして、新しい会員さんがなかなか少子化により入っていただけないんですけれども、伝承を残すようなかたちで指導者の育成、それから人材育成、会員の増加をこれからも図っていこうと、南山城村役場観光課と一緒に進めていこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2点目につきましては、先ほどお話しいただきました2025年の大阪万博等の関係でございます。こちらについては、今のところ教育委員会の方には情報は入ってないんですけども、先ほども申し上げましたとおり、役場の産業観光課の方と情報を密にしながら、共有を取りながら、また、田山花踊り保存会の今の現状を確認させていただいて、メンバーが幼稚園から大人までおられる会員がおられます。皆さんの意見を聞きながら、もし、例えば、出演依頼があれば、こちらの方から出向いて、花踊り保存会の方にも話をさせていただきたいと思いますので、情報を密にしながら、情報共有を進めていこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

8番、由本議員。

◎ 8番（由本 好史）

8番、由本です。資料の13ページの教育費の事務教育費の時間外勤務手当、これ100万円計上されておりますが、去年は237万6,000円ということで、137万6,000円も大きな減となっております。その理由についてお聞かせください。

◎ 議長（岡田 勇）

城野学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

由本議員の質問にお答えいたします。時間外勤務手当の減額についてですが、こちらについては各町村からの派遣職員の時間外勤務手当を計上させていただいております。今年度までは管理職の特別勤務手当について計上させていただいていたものを精査しまして、減額しました。これが全部ではございません。職員の時間外勤務手当についても、時間単価等を確認いたしまして、精査させていただいて、これだけの減額というふうにさせていただきました。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

8番、由本議員。

◎ 8番（由本 好史）

8番、由本です。精査した結果ということで、今後、補正をしないというようなことでよろしいですか。次に、資料の20ページをお願いいたします。小学校費の笠置小学校管理諸経費の委託料、笠置小学校の立木等の処理業務委託で、19万8,000円、今回、新たに計上されておりますが、その内容について説明願います。

◎ 議長（岡田 勇）

城野学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

由本議員の質問にお答えいたします。伐採等の委託料についてですけれども、こちらについては笠置小学校の校舎周辺、特にグラウンドの方です。バックネット等のところに樹木等がたくさんあります。つる等とかがバックネットとかに引っかかっていたりとか、樹木等が伸びてきているところもございますので、その分について伐採をし、きれいにしたいと考えております。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

8番、由本議員。

◎ 8番（由本 好史）

8番、由本です。小学校の草刈り等については、役場の方で業者の方に委託をしてやっ
ていただいている関係がありますので、その点、役場との調整はちゃんとできている話な
んですか。そのあたり、一括してやっていただいたらいいかと思うんですけれども、また、
桜の木等については、桜の保存会というところがやっていますので、そういったところにつ
いても話をさせていただいたらいいのかなと思いますので、また、連携を密にさせていただ
きたいと思います。次に、飛びますが、資料の49ページに社会教育費で、家庭教育事業
費が笠置町事業として新たに計上されておりますが、その内容について説明願います。

◎ 議長（岡田 勇）

南生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（南 和昇）

失礼いたします。家庭教育事業の笠置町事業でございますが、こちらについては子育て
講座を中心に、保護者の方、それから小さなお子さんを中心に講師を招いて、子育てに対
する悩み事や相談等、いろいろなことを聞きながら進めていく事業を計画しております。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

5番、坂本です。16ページ、義務教育振興費の委託料、朝も聞いた授業改善アドバイ

ザー委託料で、オンライン講義、6万円かける12か月、72万円で、対面講義で交通費、宿泊費など計上されてますが、この対象に当たる先生というのは何人ぐらいなのかということを知りたい。みんなが勉強できるのか。それとも、候補を、何年目の方を伸ばすとか、そういうふうなビジョンがあったりされるのか。行く行くこの制度がどういうふうになっていくのか。何年ぐらいかけて、どうしていきたいのかみたいな、具体的なことが聞きたいなと思いますし、文教委員会には正副管理者は来られないので、ぜひ議員もいる中で、どうしていきたいか、どんなふうに密に連携を取っていきみたいなことをお聞かせいただいておいたら、僕はありがたいなと思います。ぜひよろしくお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

ありがとうございます。この事業ですけれども、実は先行的に和東中学校でアクティブラーニング事業というかたちでやっております。そこに、今はもう退職されたんですが、産業能率大学の小林昭文という先生を、東京、埼玉にお住まいなので、年2回ぐらい来てもらって教えていただいたんですけども、やっぱり1日いていただけるんですけども、1日見ていただいたといえども、全先生が十分にというわけにはいかないですので、そのときには分かった感じになるんですけど、人間ってそうですけど、数日たてば忘れてしまうということもあって、この制度は全5校、3小2中学校、5校の教員全てです。会計年度や非常勤の先生方は対象から漏れる部分もあるんですが、特に、授業を教えている先生については、授業力向上ですので、必ずということで、あとは管理職、養護教諭も含めて、全ての教員に研修を受けていただきます。一つは、やり方を統一していく。小学校から中学校に上がってきたときに、授業のスタイルが変わると子どもたちは戸惑うわけです。小学校から同じようなスタイルで、中学校も一緒というようなスタイルでやっていると、子どもたちも安心しますし、中1ギャップというところが解消されます。ですから、子どもたちにそういった手法を学んでいただきたいと。ただ、これは一斉事業というか、僕ら世代の学校で授業を受けた者については、大分違和感があります。というのは、黒板に先生が講義をして、黒板に板書をして、それを子どもたちがノートする。そして、先生が質問したことに答えるという、このスタイルではないです。ですから、今日やる授業の内容を、テーマを先に先生が15分程度で説明します。ですから、15分ですから粗い説明になります。この説明を受けて、その中で子どもたちは分かったこと、分からないことがありますし、もちろん課題を出されますから、その課題を解決していくのに、子どもたちは自分で取り組んでいきます。ですが、自分で取り組めと言ったところで分からないことはいっぱいありますので、グループでやったり、タブレットを持っていますので、タブレットで分からない用語を検索したり、そういったことに取り組みます。もちろん、隣の子に聞いて

たり、もっと言うと勉強もできる子、できない子、いろいろいます。ですから、できる子のところに問いに行ったり、仲間同士で相談したり、こういった活動が25分ぐらいあります。この終わりに、ちょっと振り返りの確認のテストであったり、発問であったりということで、確認をします。ということで、その授業でやったところのことを確認しながら授業を進めていくと。このねらいは、疑問に思ったこと、自分が感じたことを、その中で発表していく。それが次の学びにつながっていくということです。ですから、教員はどうしても僕たち世代、僕も教員ですから、分からないと言った子には教えたいんです。ですから、教え方を教えちゃいます。ですから、これって子どもは、実は分かったようでいて分かっていないんです。答えが知りたいだけですから、先生これ何になるのって、一問一答式で育ってきた僕たちは、そういった授業に慣れ親しんでますから、子どもも先生に聞けばいいやという、勉強しないんです。ですから、自分で学ぶことをしないので、答えを先生たちは言いません。ですから、そういった授業をやっていくわけです。だから、分からないという子には、じゃあどうしたらいいって、調べてみようかって、あの子分かったよ、聞きに行ってみようかとか、こういったような活動になっていくかと思います。これは大分時間がかかるので、どうしても教えなきゃいけない内容というものがあります。ですから、これは15分なり、そういった授業もあります。ですから一斉で、このことだけは押さえなければいけないという授業はそういうスタイルにはなりません、基本的には子どもが自主的に学ぶようなスタイルをつくっていくと。ですが、今は若い先生方も含めて、全部旧来型の授業で習ってきていますので、特に、20代の先生は大学でこの形式で講義をされてますので、若干は身についてるとは思うんですが、ただ、教員はどうしても転ばぬ先の杖といいますか、教えちゃいます。ですから、そういうことがないように、そういった指導を、授業の基盤となることをそろえるために、小林先生という、本もいっぱい出されてます。このような先生を呼んで、こうするんだと。ただ、1回聞いた限りでは分かりません。ですから、オンラインを使ってチャットで質問したければどんどん質問すると。先ほど、評価のところで聞いていただいたんですが、実は、先生が何回この教授に質問をしたのかということも調べたいと思います。ですから、お金をかけてやってますので、自主的に勉強せえということを先生方には言います。ですから、先生も必死になって勉強してもらいながら授業を進めていってもらおうという、先生のスキルが上がって、楽しい授業、面白い授業をすれば、子どもたちは、時間はかかりますけども、最終的には勉強に向かいます。そのことが成績につながっていくというふうに考えてますし、これから社会に出ていったときに、決められたことをやるだけの人っていうのは、あまり必要になさなくなっていくんです。これはロボットや機械がやりますから。ですから、どんな人間が必要かと言われたときに、みんなで話をして知恵を出しあって、答えが分からないことに、これは納得解というふうに教育界では言ってますけども、皆さんがこんなふうになるんじゃないかなということを予想しながら仕事をしていくと、そういう職場になっていこうかと思います。そういうところで生き生き活動してもらえようような子どもたちを育

てていきたい。そのための呼び水をこの先生を使ってやっていくと。ただ、全部オンラインでやると、やっぱりフェース・トゥ・フェースということもありますから、年に今のところ2回です。夏休みにも日を取っていますので、夏休みにやまなみホールと想っているんですが、場所を借りて連合管内の教職員全部集まって研修するというのも考えています。長期になりますので、来年1年で、このことが完成するとは思いませんし、2～3年かけてやっていくというふうな感じで思っています。以上です。ありがとうございました。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

議長もちょっとお疲れなんですけど、もうちょっと頑張ってください、久しぶりにわくわくするようなお話が聞けたなど、なかなかこういう過疎地域で議員をしていると、ポジティブな話はなかなか聞けないもので、十分にこういう予算はばんばん使っていただきたいなと思いますし、なおかつ、この主張。教育を考えると何が変わるか分かります。これ、都会でよくやられるんですけど、基礎学力が上がった地域は地価が上がるんです。土地の値段が上がるんです。町全体の価値が上がるんです。そういうことは確実に政策なんです。ですので、教育関係が一人走りするんじゃなくて、地域もぜひ真剣に教育というものに向き合って、町の価値を上げていただくような政策を組んでいただきたいなと思いますので、中副連合長、僕、今、お話ししているので聞いていただいてよろしいですか。大事なことです。町の価値を上げるような施策を組んでいただきたい。よろしく願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

ほかにありませんか。連合長。質問ですか。

◎ 連合長（堀 忠雄）

一番最初に村山議員からご質問いただいた点で、一つだけ説明、その一つの内容は何かといたら、何で今のときにやっているかと言うので、もう一つの要素は、ご案内のとおり、協定が下島区と数年遅れております。あそこは話をつけるのがスタート、そのときは何も知らないでスタートしました。そういうことも話合いの中の考慮に入っていたというのを、私も抜けてしまいましたので、本会議の中でつけさせていただきます。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長 (岡田 勇)

討論なしと認めます。これで討論を終結します。これより採決します。議案第6号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

◎ 議長 (岡田 勇)

挙手全員です。したがって、議案第6号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計予算については、原案のとおり可決されました。日程第13、同意第1号、相楽東部広域連合教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案の理由を求めます。堀広域連合長。

◎ 広域連合長 (堀 忠雄)

同意第1号、相楽東部広域連合教育委員会委員の任命について、ご提案申し上げます。相楽東部広域連合教育委員の村田年宏委員の任期満了に伴い、本人の了解を得ておりますので、引き続き、委員に任命するものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長 (岡田 勇)

説明、事務局長。

◎ 事務局長 (小森 豊久)

それでは同意第1号、相楽東部広域連合教育委員の任命について、ご説明させていただきます。現在、連合の教育委員は4名おられますが、そのうち1名が本年3月31日に任期満了になることから、新たに相楽東部広域連合教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。読み上げさせていただきます。住所、京都府相楽郡和東町大字南小字大林46番地、氏名、村田年宏、生年月日、昭和28年11月12日生まれ、現在、69歳の方でございます。説明は以上となります。よろしくようお願い申し上げます。

◎ 議長 (岡田 勇)

お諮りします。この案件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、採決することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長 (岡田 勇)

異議なしと認めます。質疑、討論を省略します。この採決は、挙手によって行います。村田年宏君の相楽東部教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

◎ 議長 (岡田 勇)

挙手全員です。よって、村田年宏君を相楽東部教育委員会委員の任命について同意することに決定しました。日程第14、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。各委員長から会議規則第76条の規定により、お手元に配付の申出一覧のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出がありました。お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長 (岡田 勇)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査にすることに決定いたしました。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。これもちまして、令和5年相楽東部広域連合議会第1回定例会を閉会します。本日はご苦労さまでございました。

地方自治法第123条2項の規定により署名する。

相楽東部広域連合議会議長

署名議員

署名議員